

子ども・子育て新システムに関する
中間とりまとめについて

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成23年7月29日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針(仮称)ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

※「別添」については省略(ただし、次ページにてその概要を掲載)

基本的考え方 ～ 子ども・子育て新システムについて ～

子ども・子育て新システムに関する
中間とりまとめの概要

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
 子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築
 ※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行
 ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資
 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
 すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 ○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
 ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：0.79%、仏：3.00%、英：3.27%、OECD平均：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」
 ○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り
 ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
 ○子ども・子育て会議（仮称）の設置
 ○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
（子ども手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

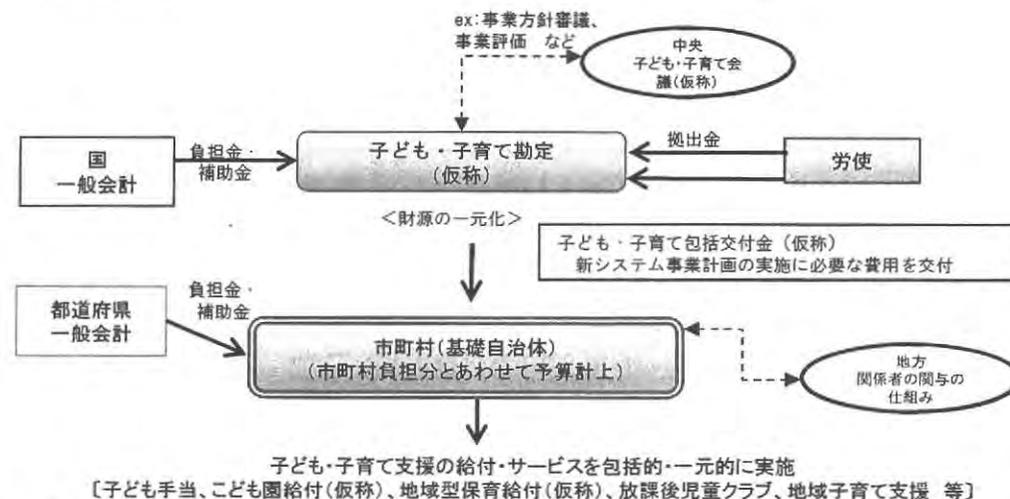
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

○子ども・子育て会議（仮称）の設置

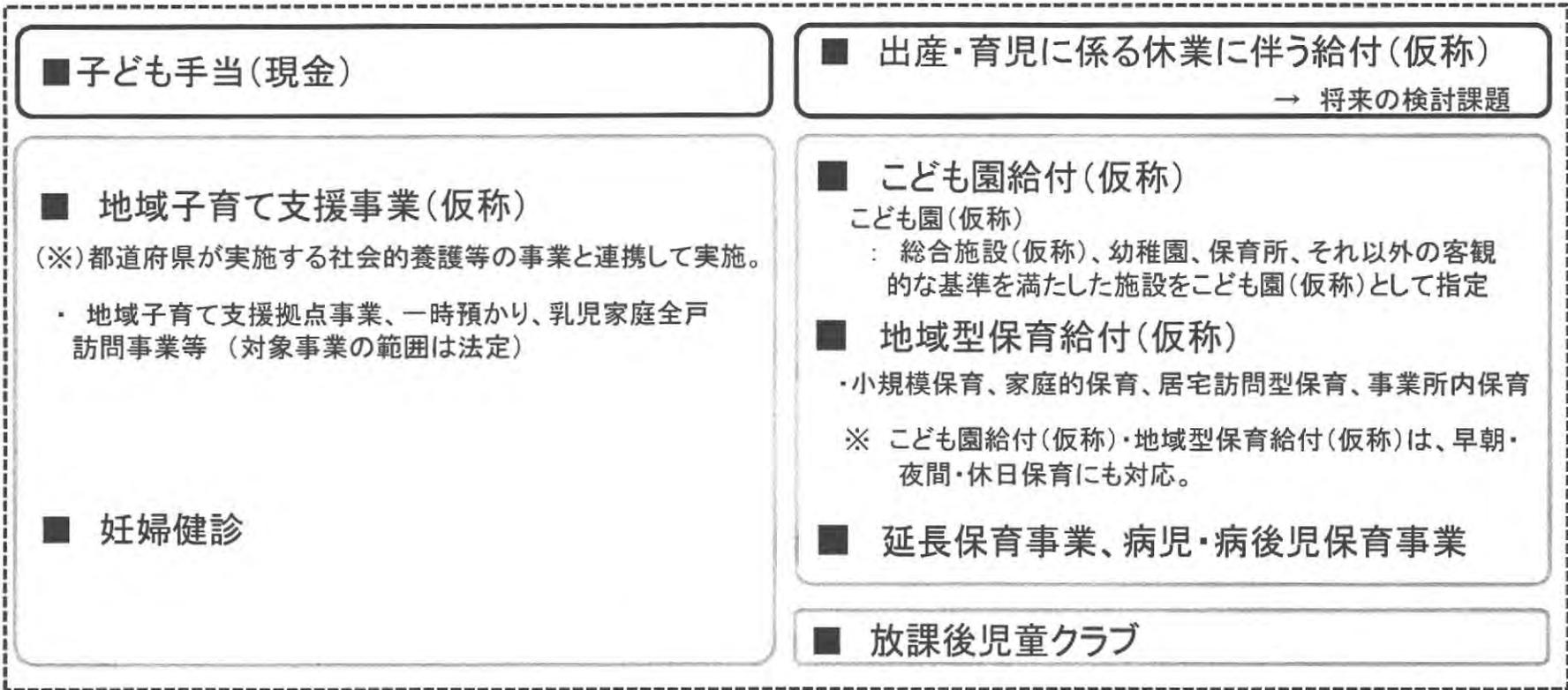
- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



子ども・子育て支援の給付・サービスを包括的・一元的に実施
〔子ども手当、こども園給付(仮称)、地域型保育給付(仮称)、放課後児童クラブ、地域子育て支援 等〕

※ 基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

給付設計の全体像



■ 子ども手当(現金)

■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

■ 妊婦健診

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

: 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

■ 地域型保育給付(仮称)

・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
- 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※

※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入 (多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットイング
 - ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

・幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。

・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

・幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

<すべての子どもの
健やかな育ちが実現>

<結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現>

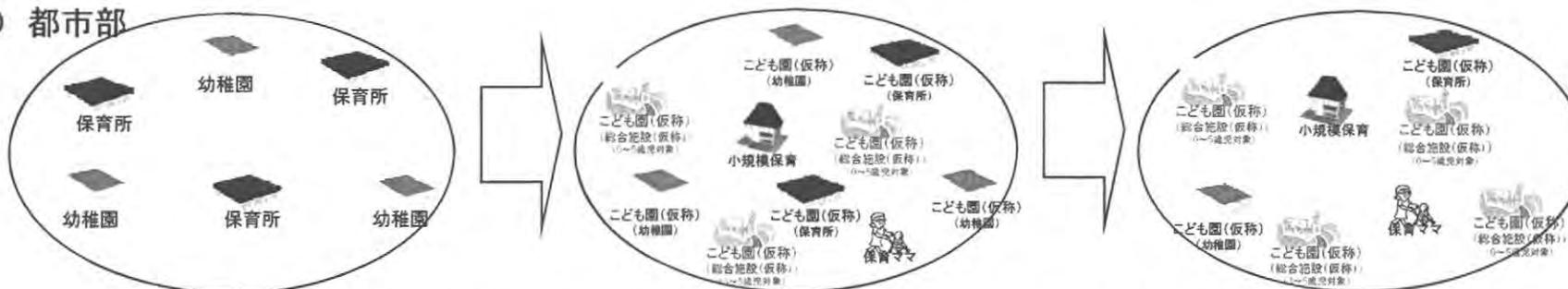
※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

幼保一体化の進め方(イメージ)

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- 市町村においては、国による制度改正及び「基本指針」(仮称)を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

(例)

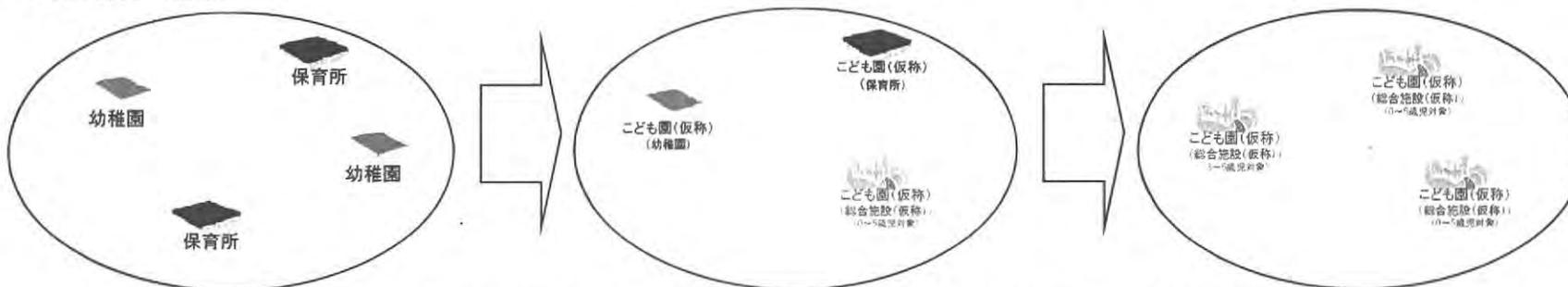
○ 都市部



- 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合施設(仮称)を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

○ 人口減少地域



- 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保障・税一体改革成案」
 (平成23年6月30日 政府・与党社会保
 障改革検討本部決定)より抜粋

	A 充実 (金額は公費 (2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))	C 工程	D 所要額 (公費) 2015年	E 所要額 (公費) 2025年
I 子ども・子育て	○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の实情に応じた 保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化			0.7兆円程度	1兆円超程度
	<ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等 (待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現 (幼保一体化の実現) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ [質を確保するための基準と併せて質の改善を図る] 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省 (仮称)」の創設等) 	新システム具体案を早期にとりまとめ ↓ 税制抜本改革とともに、 早急に法案提出	※ 税制抜本改革以外の財源も含めて 1兆円超程度の措置を今後検討	※ 左記の措置に係る所要額については、 新システムの検討において今後検討
	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%) 総合的な子育て支援 (家庭や地域における養育の支援) の充実 放課後児童クラブの拡充 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人 社会的養護の充実 				
	<ul style="list-style-type: none"> 女性の就業率の向上 ☆ 保育等の従業者の増加 ☆ 				
	<ul style="list-style-type: none"> 女性 (25～44歳) の就業率 2009年 66% → 2020年 73% 制度・財源・給付について 包括的・一元的な制度を構築 				
子ども子育て計	充実計 (2015年)	0.7兆円程度	重点化・効率化計 (2015年)	0.7兆円程度	1兆円超程度
	※ 税制抜本改革以外の財源も含めて 1兆円超程度の措置を今後検討			※ 左記の措置に係る所要額については、 新システムの検討において今後検討	

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

新システムの実施に向けた考え方

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度WT(第14回、H23.7.6)資料1-3より抜粋

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・ 地域支援や療育支援の充実
 - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

- ※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- ※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- ※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(P. 56参照)
- ※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- ※5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- ※6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- ※7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 枝野 幸男 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 仙谷 由人 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
 内閣府副大臣（少子化対策）
 【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
 【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
 【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】
14回開催

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
9回開催

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
6回開催

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成23年7月29日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針(仮称)ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成 23 年 7 月 27 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年 9 月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で 14 回開催され、議論を重ねてきた。また、同時並行して、幼保一体化ワーキングチームについては 9 回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては 6 回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、他の 2 つのワーキングチームとともに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成 22 年 6 月 29 日少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点として、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて 1 兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出し、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し互いを認め合い、共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである。

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、極めて重要なものである。そして、子どもの健やかな育ちは、我が国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資でもある。

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないなど、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。

他方、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の現実は厳しい。非正規労働者の増加などの雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞している。

子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援していく必要がある。

そして、ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会を実現していかななければならない。

そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える機能を新しい形で再生させる必要がある。こうした機能の再生は、地域社会そのものの再生にも大きく寄与する。

今般の東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。

子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない。

上記の理念を踏まえ、これまで「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた幼保一体化（こども園（仮称））等の基本的方向性を踏まえて重ねてきた議論の到達点として、次のとおり子ども・子育て新システムの具体的制度設計の在り方に関し、中間的にこれまでの議論をとりまとめた。今後、基本制度案要綱及び本とりまとめを踏まえ、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

I 市町村、都道府県、国の役割

○ 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。

○ 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

※ 残された課題については、今後、更に検討する。

○ 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。

※ 上記は基本制度案要綱における記述であり、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方については、今後、更に検討する。

○ 地域主権改革の観点を踏まえ、また、実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、以下の点について、今後、更に検討を行う。

①事業計画の策定など地方公共団体の実施する施策についての国の関与のあり方

②国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係

③指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方

④都道府県の具体的な役割やその財源措置のあり方

1 市町村の役割

（1）市町村の権限と責務

○ 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づける。

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

(2) 「市町村新システム事業計画」(仮称)の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)に基づき、市町村を支援する。「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 都道府県新システム事業支援計画(仮称)の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

3 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付、基本指針(仮称)の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。

- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する（指針記載事項は別紙のとおり）。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置づける。

II 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

- 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

(1) 子ども手当（個人への現金給付）

- 子ども手当については、新システムにおける給付に位置づける。（別途検討）

(2) こども園給付（仮称）

- こども園給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たした施設として指定を受けたこども園（仮称）に関する給付とする。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。総合施設（仮称）とは、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討する。

(3) 地域型保育給付（仮称）

- 地域型保育給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たす事業者として指定を受けた小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び居宅訪問型保育事業者等に関する給付とする。

※ こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は、早朝・夜間・休日保

育にも対応する。

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

- 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

（1）地域子育て支援事業（仮称）

※ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり及び乳児家庭全戸訪問事業等
（対象事業の範囲は法定）

（2）延長保育事業、病児・病後児保育事業

（3）放課後児童クラブ

（4）妊婦健診

※ 市町村の独自事業の取扱いは今後検討する。

Ⅲ 幼保一体化

1 基本的な考え方

○ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進する。

- （1）質の高い学校教育・保育の一体的提供
- （2）保育の量的拡大
- （3）家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

○ 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

(1) 給付システムの一体化

①地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

○ 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

②多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

○ 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

③給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

○ 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

(2) 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

2 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

○ 子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、育児休業中の家庭、共働き家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

○ 子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、「子ども・子育て支援給付（仮称）」を保障する。

- 子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の仕組みを検討する。
- また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供、親子登園などの支援を行う。

3 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定するとともに、給付の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。
- 都道府県については、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

※ 具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

4 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込みを調査し、その結果に基づき市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。
- 市町村は、当該計画に基づき、指定されたこども園（仮称）や多様な保育事業を行う、多様な事業主体を共通の財政措置（子ども・子育て支援給付（仮称））の対象とするなど、地域の実情等に応じて提供体制を計画的に整備する。

- 家庭における養育を支援する事業（地域子育て支援拠点事業等。対象範囲は法定。）についても、広く財政措置の対象とし、当該計画に基づき、計画的に推進する。

5 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

（1）基本的な考え方

- 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。
- 指定制の導入により、保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設又は事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとする。

（2）具体的制度設計

①法人格

- こども園（仮称）については、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件とする。
- 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業を行う指定事業者については、地方単独事業の対象の個人立の認可外保育施設が存在することも踏まえ、法人でない場合でも、一定の条件を満たせば、指定の対象とする。

②指定基準

- 指定基準については、こども園（仮称）、指定小規模保育事業、指定家庭的保育事業等の施設・事業ごとの客観的な基準を、全国一律の基準として定める。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎とする。
- 教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引上げ等を検討する。

③撤退規制等

- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせる。
- 指定辞退については、法律で予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようにするための調整義務を施設・事業者にかす。
- 施設・事業者による調整に対する都道府県又は市町村の援助の在り方について検討する。
- 指定については、質の確保の観点から、他の類似制度を参考に、数年ごとに更新する。
- 保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う。
- 具体的には、以下の項目について情報開示を行う。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格や経験年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

④需給調整

- 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定する。

- ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

※ 目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等、適正性・透明性を確保するための仕組みを検討する。

⑤指定・指導監督の主体

ア こども園（仮称）

- こども園（仮称）の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。

- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

- 指定・指導監督の主体を都道府県とする場合、指導監督に市町村が関与する仕組み（報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求める権限等）も他の類似制度を参考に検討する。

イ 多様な保育事業を行う指定事業者

- 多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

⑥指定・指導監督の権限

- 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

(3) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける。

※ 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※ 認定こども園の取扱いについて、今後、更に検討する。

(4) 運営費の在り方等

- イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

① 運営費の使途範囲について、こども園給付（仮称）等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること

② 施設整備費について、運営費に上乘せする仕組みとすること

③ 会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

6 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

(2) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

○ 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 具体的な認定基準と認定手続は、以下の通りとする。

i) 認定基準

A 事由

a 就労

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

○保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。

○その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

○ 月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「長時間利用」及び「短時間利用」）を設定

C 優先利用

○ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

○ 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

○ 市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、認定証を交付する。

○ 認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続
（満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

○ 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

○ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

※ 受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その要否を含め、今後、更に検討する。

②公的契約

○ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

○ 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合

（この場合、選考の実施が必要となる。）

ウ その他特別な事情がある場合

○ 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

- 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。
 - ア 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。
 - ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。
 - iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
- ※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。
- イ 保育の必要性の認定を受けない子ども
 - i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
 - ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与

①関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等することとし、その具体的な仕組みについては今後更に検討する。

②当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提である。その上で、当面の対応のため、次のような対応を検討する。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する（措置による入所・利用）こととし、具体的な仕組みについては今後更に検討する。

（４）給付の内容

①給付構成

- こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。
 - ・ 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

- ・満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

※ 「標準的な教育時間」とは、学校教育における教育課程に係る時間を言う。以下同じ。

②公定価格

- こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

③支払い方法

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、②で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

④上乗せ徴収

ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付（仮称）の対象とすることが困難な費用（特別な教材費、制服代など）について、実費徴収を認める。
- 国において、実費徴収の実態（各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額）を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。
 - i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
 - ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること

iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

○ なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

(5) 地域型保育給付（仮称）

○ こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

○ 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

○ 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）と同様とする。

7 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

(1) 基本的位置づけ

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。総合施設（仮称）の根拠法と

して総合施設法（仮称）を制定する。

※ 総合施設（仮称）の名称については、今後検討する。

- 総合施設（仮称）においては、
 - ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
 - ② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

- 総合施設（仮称）については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校（1条学校）、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなどが挙げられる。

（2）基本的な考え方

- 総合施設（仮称）の創設により、次の内容を実現する。
 - ① 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障
 - 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育（1条学校）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。

 - これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

②保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

③家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

④二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁（地方公共団体）の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

○ 総合施設（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合施設（仮称）における指導・援助の要領として「総合施設保育要領（仮称）」を定める。

※ 総合施設保育要領（仮称）については、こども指針（仮称）を踏まえ、策定する。

（3）具体的制度設計

①設置主体

○ 総合施設（仮称）の設置主体は、組織・資産等において持続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討する。なお、施設の認可の透明性の確保についても、今後検討する。

※ 上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討する。

②認可・指導監督権等

○ 総合施設（仮称）の設置認可等については、現行の幼稚園及び保育所の例にならい、都道府県単位で行う。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

○ 総合施設（仮称）は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。

○ 都道府県知事が総合施設（仮称）に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、一定の関与を行うこととする。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

③評価、情報公開

○ 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力を資するため、総合施設（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

④施設に置かれる職員

○ 総合施設（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

※ これらの職員については、幼稚園の職員と同様に資格要件及びその資格要件違反に対する罰則を設けるため、法律で規定する。

- 学校教育と保育を担う職員として、新たに保育教諭（仮称）等を置く。
- 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
 - ※ いずれかしか有しない者については、現在の幼保連携型認定こども園制度における扱いを参考にしながら、特例措置を講じる。
- なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

⑤研修

（公立）

- 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。
- 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

（私立）

- 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。また、職員は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

⑥監督

- 総合施設（仮称）は、学校及び児童福祉施設の双方の性格を有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、私立の総合施設（仮称）を含め、立入検査、改善勧告、改善命令の権限等を監督権者に付与する。

⑦政治的行為の制限

（公立）

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- 職員の政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

⑧経過措置等

- 保育所（満3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、小学校就学前のすべての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後にすべて総合施設（仮称）に移行する。
- 総合施設（仮称）への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討する。

IV 子ども・子育て支援事業（仮称）

- 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

1 地域子育て支援事業（仮称）

- 以下の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
 - ①地域子育て支援拠点事業
 - ②一時預かり
 - ③乳児家庭全戸訪問事業
 - ④養育支援訪問事業
 - ⑤ファミリー・サポート・センター事業等（対象事業の範囲は法定）

- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要であり、特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。
- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施することとし、市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県等との連携方策を位置付けることを検討する。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

2 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

延長保育事業

：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業

病児・病後児保育事業

：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記

載し、提供体制を計画的に確保する。

- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

3 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

4 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村において確実な実施を図る。
- 国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示すこととする。

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討する。

※ 都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。

※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要である。

- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを検討する。

- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを検討する。

- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付けることを検討する。

VI 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。子ども・子育て包括交付金（仮称）の検討にあたっての留意事項は次のとおりである。

- 交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて今後検討する。
- 交付金の対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。
- 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行うことを検討する。
市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討する。
※ 国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討する。
- 国における会計については、費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性について、今後検討する。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

Ⅶ 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。
※ 子ども・子育て会議（仮称）の考えられる機能
 - ・ 国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
 - ・ 新システムの対象となる施策のあり方についての審議

・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

- 地方公共団体においても、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討する。

VIII 費用負担

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。
- 新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については、今後検討する（なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討する）。
- 新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者 に一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。
- その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。
- 既存の財政措置との関係について、今後検討し、その結果に応じて、適切な制度設計を行う。
- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充※は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項※については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による

財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - ・3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・地域支援や療育支援の充実
 - ・給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて2015年度で1兆円超と見込まれる。

※ 「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額（公費）は0.7兆円程度（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない。（なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備（耐震化を含む）等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。）

※ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。）

※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を

可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

Ⅸ その他

1 実施体制

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。

- なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、PDCAサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

2 ワーク・ライフ・バランス

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

- 今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

(別紙) 市町村新システム事業計画(仮称)、都道府県新システム事業支援計画(仮称)、国の基本指針(仮称)の記載事項(更に検討を行う)

1 市町村新システム事業計画(仮称):5年ごとに計画を策定

- 目標値の設定
- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要 等
- 見込み量確保のための方策
 - ・ こども園(仮称)
 - ・ 地域型保育(仮称)
 - ・ 地域子育て支援事業(仮称)
 - ・ 放課後児童クラブ 等
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画(仮称)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 指定施設・事業者に係る情報の開示
- 人材の確保・資質の向上
- 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
- 社会的養護に係る事業
- 障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ※ 市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要

3 国の基本指針(仮称)

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項

- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 人材の確保・資質の向上

等

○ 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準

- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

等

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の概要

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の概要

趣旨

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定める。

概要

(1) 支給額・支給期間

・3歳未満：月額1万5千円 ・3歳以上小学校修了前(第1、2子)：月額1万円 ・中学生：月額1万円

” (第3子以降)：月額1万5千円

・支給等の事務は市区町村(公務員は所属庁) ・支給期間は平成23年10月分～平成24年3月分。支払月は平成24年2月、6月。

(2) 費用負担 児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) その他

- ①子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ③未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)。
- ⑤保育料を手当から直接徴収できるようにする。学校給食費等については、本人同意により手当から納付することができる仕組みとする。
- ⑥地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける

(4) 検討規定

- ①政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする。
- ②法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

施行日

平成23年10月1日

子どもに対する手当の制度のあり方について

1 実施時期

手当のあり方の見直しは、平成23年度10月（平成24年2月支給分）から実施する（所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成24年度（6月分）から実施する。）。

2 所要額 2. 2～2. 3兆円程度

3 具体的な支給額

（1）一般世帯（非所得制限世帯）

0～3歳（一律）	15,000円（児童手当1万円）
3～12歳（第1子、第2子）	10,000円（児童手当5千円）
（第3子以降）	15,000円（児童手当1万円）
中学生（一律）	10,000円（児童手当なし）

（2）所得制限世帯

所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じるものとする。

4 所得制限

所得制限の基準を、年収960万円程度（夫婦と児童二人世帯）とする。

5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

6 法制上の措置

平成24年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※ 地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年8月4日

民 主 党 幹事長
政策調査会長
自由民主党 幹事長
政務調査会長
公 明 党 幹事長
政務調査会長

(別添)

半年間の特別措置法案の骨子

1. 題名

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

2. 趣旨

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

3. 支給期間

- ・平成23年10月分から平成24年3月分まで

4. 支給額・費用負担

- ・3歳未満、3歳～小学生（第3子以降）：1万5千円
- ・3歳～小学生（第1子・第2子）、中学生：1万円
- ・児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全額国庫負担

5. その他

- ・平成23年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定
 - ※子どもの国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同居優先、施設入所の子どもについて施設の設置者等への支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高い交付金の交付

6. 施行時期・改正附則

施行日：平成23年10月1日

- ・平成24年度以降の子どものための現金給付については、この法律の手当額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得る努めるものとする。
 - ※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。
- ・その際、所得制限については、平成24年6月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。

第22回社会保障審議会	資料3-1-6
平成23年8月29日	

社会的包摂政策を進めるための
基本的考え方

社会的包摂政策を進めるための基本的考え方

(社会的包摂戦略(仮称)策定に向けた基本方針)

平成 23 年 5 月 31 日

「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

「孤立化」、「無縁社会」、「孤族」などと称されるように、地域や職場、家庭での「つながり」が薄れ、社会的に孤立し生活困難に陥る問題が、新たな社会的リスクとなっている。こうした日本社会の構造的変化への対応に必要な「社会的包摂」を推進するための戦略(「社会的包摂戦略(仮称)」)策定を目的として、内閣総理大臣の指示に基づき、平成 23 年 1 月 18 日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置された。本特命チームではこれまで、主に現場で実践的な取組を行っている有識者の方々から、計 4 回ヒアリングを行うなど、課題の把握に努めるとともに、必要な社会的包摂政策について検討を行ってきた。

東日本大震災の発生により、震災の直接の被害が引き起こす問題とともに、震災から波及する間接的な影響によって、全国的に社会的排除のリスクが高まることが懸念される。こうした問題も念頭に置きつつ、今般、社会的包摂政策に関する基本認識及びそれに基づく今後の取組方針となる「基本方針」を以下のとおりまとめる。

今後、「社会的包摂戦略(仮称)」の策定に向けては、社会的排除のリスクについての実態を調査するとともに、リスクの連鎖や重なりをくい止める現場レベルでの実践を踏まえた検討が求められる。さらに、大震災による社会的排除のリスクの高まりも考慮すると早急な取組が求められる。このため、本基本方針に沿って検討を進め、今後 1 か月以内を目途に、緊急に着手することが必要な施策を中心に、「緊急政策提言」をとりまとめる予定である。

1 社会的包摂政策に関する基本認識

(1) 社会的包摂を戦略的に取り組む必要性

- 経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域・家族の紐帯の弱体化等の経済社会の構造変化の中で、社会的に孤立し生活困難に陥るという新たな社会的なリスクが高まっている。一方で、セーフティネットの基本的な構造は、安定した雇用とそれに支えられ扶養やケアを引き受ける家族を前提として主に高齢期における所得や医療の保障を中心に発展してきたこれまでの形を色濃く残し、見直しが不十分なままである。この結果、誰もが無防備なまま、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクと隣り合わせになりつつある。このような不安は潜在的に多くの人々が抱くものとなっている。

- ある社会的なリスクに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、それがまた新たな生活困難を引き起こす（例えば、「学習機会の不足」→「不安定な雇用」→「体調不良」→「退職／失業」→「住居の不安定／喪失」など）ということ、これまで行われた様々な調査研究が明らかにしている。このように、様々なリスクが連鎖し、複合的に重なった結果として、雇用、家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうという、いわゆる「社会的排除」の危険性が高まっている。

- 先日発表された OECD の「より良い暮らし指標」(Your Better Life Index)においても、
 - ・ 過去 1 か月間で他人の手助けをしたことがあると答えた割合 (23%) は、OECD 諸国 (平均 47%) の中で最も低く、
 - ・ 社会的環境の中で友人や同僚などとともに時間を過ごすことが「ほとんど」若しくは「まったく」ないと答えた割合 (15%) は、OECD 諸国 (平均 7%) の中で最も高いことが指摘されている。

- 社会的排除の動きの強まりは、人々を社会の周縁に追いやることで能力の発揮を困難にし、社会全体のポテンシャルの低下につながるのみならず、貧困や排除の連鎖や新たな家族形成・次世代育成の困難、世代を超えた格差の固定を通じて社会の持続可能性を失わせることにもつながる。これは、今後の経済社会の発展と質の高い国民生活の実現の大きな制約要因となるものである。

- 今後、人口減少や急速な高齢化が進行する中で、経済や社会の機能を維持・発展させ、質の高い国民生活を実現していくには、国民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り

発揮できる環境整備が不可欠である。このような社会の実現に向けて、社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応を「社会的包摂」という。

○ 社会的包摂（Social Inclusion）とは、1980年代から90年代にかけてヨーロッパで普及した概念である。第二次大戦後、人々の生活保障は福祉国家の拡大によって追求されてきたが、1970年代以降の低成長期において、失業と不安定雇用の拡大に伴って、若年者や移民などが福祉国家の基本的な諸制度（失業保険、健康保険等）から漏れ落ち、様々な不利な条件が重なって生活の基礎的なニーズが欠如するとともに社会的な参加やつながりも絶たれるという「新たな貧困」が拡大した。このように、問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会的排除（Social Exclusion）と規定し、これに対応して、社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として用いられるようになった。

○ わが国においては、「失われた10年」と呼ばれる1990年代前半以降、就職難やリストラによる失業の増加と長期化、非正規雇用の増大など雇用の不安定化が進行し、1980年代のヨーロッパと同様の問題が生じていたと考えられるが、これを社会的排除／包摂という概念でとらえる視点は、すぐには生まれなかった。

2000年代に入り、社会的排除／包摂に関する議論が行われるようになり、政府の検討会の報告（「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」（厚生省、2000年）など）でもその概念が紹介されるようになった。しかし、実際にとられた政策としては、社会の諸活動への参加保障というよりは、就労促進のみに絞られた取組が多かった。

2008年のリーマンショック以降ようやく、雇用保険受給資格のない非正規雇用者等に対して職業訓練機会の提供とその間の生活を支援する給付金を支給する事業の実施（本年10月より「求職者支援制度」として恒久化）や、生活困窮者に対するワンストップ・サービスの試行、パーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトの実施など複合的な問題に対しての包括的支援の実施といった政策展開がなされるようになったが、未だ社会的排除のリスクの高まりに十分対応できておらず、社会の不安や閉塞感を払拭するには至っていないのが現状である。

○ 「新成長戦略」でも、経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用の創出のきっかけとし、それを成長につなげようとする新しい成長の考え方を提示している。社会的包摂はこの新しい成長を支える社会的な基盤となるものであり、新しい成長の達成のためにも、社会的包摂を戦略的に取り組むことが不可欠である。

○ 以上のような認識に立って、「社会的包摂戦略（仮称）」を策定するとともに、そのもとで、官民含めた関係者が社会的排除を生む社会の構造や要因にしっかりと向き合い、排除ではなく包摂の方向に社会の仕組みを組み替える取組を協働して進めていくことが求められる。

(2) 大震災による社会的排除のリスクの高まりと予防的対策の重要性

- 大震災により、多くの人々が、生活と生業の基盤を奪われ、家族や地域の人々のつながりを引き裂かれた。避難所等での被災した人々の支え合い、助け合いには世界から賞賛の声も寄せられているが、一方で阪神・淡路大震災の後に中高年者の孤独死が問題となったように、これらの方々の社会的排除のリスクが大きく高まっていることから目を背けてはいけない。
- また、原発事故に伴う避難や生産活動の停止、電力供給の制約や部品調達の困難等による経済活動の停滞、国内の企業・消費者のマインドの悪化や輸出・外国人観光の減少等、直接の震災の被害を受けなかった地域の経済への影響も生じてきており、これらに伴う雇用情勢が被災地だけでなく全国レベルで悪化することも懸念されている。
- 非正規雇用はその不安定さゆえに、失業や病気などに脆弱で、その発生が引き金になって社会的排除状態に置かれてしまう可能性が高いことが指摘されている。同様に、震災に伴う様々な影響は社会的排除のリスクを高め、リスクを抱えた人を直撃することが懸念される。
- このように、震災の直接の被害が引き起こす問題とともに、震災から波及する間接的な影響によって社会的排除のリスクが顕在化すること、あるいは、震災が引き金になって社会的排除のリスクの連鎖が引き起こされることの両面から、社会的排除のリスクの高まりをとらえることが重要である。
- このようなリスクの高まり、連鎖については、そもそも震災以前からの私たちの社会におけるリスクへの対応が十分であれば、防ぎうる問題も少なくない。震災は、社会的排除のリスクを高めると同時に、私たちの社会のリスクに対する備えの不十分さも露わにしていることを十分に認識すべきである。十分な対応が取られなければ、今後の復興プロセスの進展とともに、「復興格差」が拡大していくこととなる。
- 被災地の復興と被災者の生活再建に当たって、このような視点から包摂的（inclusive）な施策展開が求められると同時に、今こそ、このような社会的排除の様々なリスクの高まり、連鎖により生じる様々な生活困難を予測し、これにいかに予防的に対応できるか、排除のリスクを抱えた人々をいかに社会的に包摂し、これらの人々が有する潜在的な能力を引き出すことができるか、取組をより一層強力かつ迅速に進めていかなくてはならない。震災により社会的排除のリスクがますます高まっているこの局面で必要な対応がとれるか否かは、今後わが国が直面するであろう、少子・高齢化の進行や国際競争の激化に伴う急速かつ厳しさを増す社会経済の構造的な変化に向けて、社会的包摂を進めていく上でも非常に重要なポイントである。

2 社会的包摂戦略（仮称）策定に向けた取り組み

これまで述べてきた基本認識の下、「社会的包摂戦略（仮称）」の策定に向けて、大震災による影響も含めて社会的排除のリスクについての実態調査を進めるとともに、先導的なプロジェクトを実施し、リスクの連鎖や重なりをくい止める現場レベルでの実践を踏まえた検討を進める。

(1) 社会的排除のリスクについての実態調査（大震災による影響を含めて）

- 社会的排除の問題は、誰もが潜在的にそのリスクを感じながらも、なかなかそのリスクを直視し、向き合うことが難しい問題である。一方で、リスクが放置され、それに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、さらに生活困難に追い込まれる。社会的包摂に向けての取組の必要性は、潜在的なリスクの広がりや、リスクの連鎖についての実態を理解するところから始まる。

- これまでに行われた調査研究で、社会的排除のリスクの実態、特に、リスクの連鎖や重なりについて論じているものからは、
 - ・ 教育・学習機会の不足が、不安定な就労につながりやすく、能力開発機会の不足や低所得を通じて、貧困状態に陥るリスクを高めること
 - ・ 親の失業や病気、多重債務、離婚などによる子ども期の貧困、DVや虐待を経験するなど不安定な家庭環境、発達障害がきっかけとなった不登校、いじめなどによるひきこもりなどが、学習・教育機会の不足のリスクを高めること
 - ・ 非正規就労などの不安定な就労は、失業やリストラ、病気といった生活に大きな影響を与える出来事（ライフイベント）に脆弱であり、その発生を契機に社会的排除状態に陥るリスクを高めることなどが明らかとなっている。

- また、震災の影響による社会的排除のリスクの高まりについては、過去の震災に関連して行われた調査研究からは、
 - ・ 被災地では、収入の減少などによる経済状況の悪化が、震災発生から5年以上経過した後も進んでいること
 - ・ 健康面では、家族を失った高齢男性などにストレスによる障害が長期間増加し、飲酒・喫煙の増加による健康被害やアルコール依存症の増加がみられたこと
 - ・ 身体的・経済的に不利な状況にあり、顔を合わせる、すれちがうといった偶発的な交流を通じてかろうじて周囲に認識されていた被災者が、大規模・高層の復興住宅に入居することによってその機会すら失い、その存在さえも認知されない境遇へと導かれ、その帰結として「孤独死」が起きていたこと、これを見守り支援だけで防止することは不可能であること

- ・被災後県外に避難しそのまま県外に居住している人の多くが、被災前の社会とのつながりが全て絶たれた状態で、新しいつながりも築けず疎外されていること、また、被災地で受けられる支援が県外で受けられない状況にあったこと
- ・避難所において、女性専用トイレや更衣室が設置されなかったことなどから、男性の視線に恐怖や緊張を感じ、不眠やうつ症状を発症する場合があったことなどが指摘されている。

○ これらの指摘を踏まえて、まず、社会的包摂戦略の策定に向けて、個人の積み重なったリスクを把握できるような調査を実施し、このような社会的排除のリスクが連鎖していく経路について分析整理するとともに、これらの社会的排除が進行するプロセスにおいて、現在のセーフティネットがどのような点で対応できていないのかを明らかにする必要がある。加えて、生活困難という形で顕在化していない段階のものも含めて、社会全体にこうしたリスクが潜在的にどの程度広がっているのかを多面的に把握することも重要である。

○ 加えて、今回の震災の影響は、地域的な広がり的一面でも、また被災地以外を含めた経済全体に影響を及ぼすという意味でも、広範囲に及ぶことが予想され、震災によって社会的排除のリスクが高まるのは、直接の被災者にとどまらない。また、震災直後の問題は報道もされ人々の注目も集めやすいが、徐々に生活が落ち着いて人々の関心も薄れた頃に深刻化する問題も少なくない。その一方で、被災地以外の地域でも「絆」の重要性の再確認や「連帯感」の高まりが生まれているとの指摘もある。

そのため、直接的かつ間接的な震災の影響によって社会的排除のリスクが国民全体の間でどのように高まり、これに対してどのような対応ができていないのかを調査し把握することが重要である。

(2) 先導的なプロジェクトの実施

○ 高齢者、障害者、女性、外国人、子ども、若者などを対象に、これまでも、「包括的」に「関係機関と連携」した支援を謳う事業が実施されてきた。しかしながら、「包括的」と言いながら、特定の領域や制度に限定した支援しか行われていなかったり、「連携」と言いながら、関係機関であるにもかかわらず、関心が低かったり、非協力的であったりなど「形だけの『連携』」も散見される。さらには、社会的に排除された人や各種制度から漏れた人は、その抱える問題について自ら声を上げにくい状態であるにもかかわらず、通常は申請がなければ問題は存在しないという態度で臨むため、問題発見機能が弱く、対象者や問題について十分把握できていないという問題も指摘されている。

○ 特に、いくつもの領域に重なって連携が難しい、あるいは、いずれの領域からも十分なアプローチができていない典型的な例としては、高校中退等により居場所がなくなった若者、家庭環境等によって学習や発達に遅れのみられる小中学生、既存の支援

が十分届かない障害者などがあげられる。これらの対象に対しては、役割分担を強調して対象者を分けて、それぞれ一つの領域のみで関わるのではなく、複数の領域を組み合わせた、また、フォーマル（既存の制度の活用）、インフォーマル（制度化されていない支援や支えあい）両面からの適切な支援を行っていくことが必要である。

○ 同様の問題意識から、個別的、継続的、包括的支援としてパーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトが実施されているが、これまでのモデル・プロジェクトの実践からは、次のような観点が重要であると指摘されている。

- ・ 社会的排除のリスクは、様々な複合的なリスクの連鎖・累積によって、悪化、深刻化していくものであるため、社会的排除のリスクの連鎖・累積を途中で止めるための包括的、予防的な対応が必要であること
- ・ 自ら声を上げることのできない対象者等の存在を把握し、働きかけるために、受け身の相談機能だけでなくアウトリーチの手法が必要であり、また、居場所すらない状態の人もいるため、居場所づくりの機能が必要であること
- ・ 様々なリスクに対して、包括的に対応していくためには、関係機関や関係者、地域住民を含めた真に実効性のある実質的な連携体制の構築が必要であること
- ・ 実効性のある事業の推進や、誰も排除しない地域コミュニティを築いていくために、コーディネート役を担う専門家の育成や、地域住民の理解のための学習・研修機能が必要であること

○ 社会的包摂の推進に向けては、このような観点に立って、先導的なプロジェクトとして、

- ・ 就労につながりうる者を対象として現在行われているパーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトを継続発展させ、個別的、継続的、包括的支援として求められる機能を実践活動から抽出整理して明らかにするなど、その制度化に向けた検討を進めること
- ・ 稼働年齢ではない人、稼働能力を有しない人も含めて、前述したようないくつかの領域を組み合わせた支援が求められる分野において、既存の制度等を補完する仕組みや、実効性のある連携体制の構築、人材育成等に取り組むモデル事業を検討すること

を進め、こうした取組から得られた情報を戦略策定に活かすアプローチをとることが重要である。

○ また、東日本大震災の被災地においては、住環境の欠如、生活の基本ニーズの未充足、孤立化による社会関係の欠如、情報不足等による適切な制度利用の不能、職を失ったことによる貧困など社会的排除の問題が凝縮されており、期せずして今後のわが国の社会的包摂に向けた取組姿勢を問う試金石となっている。

被災者の生活再建と被災地域の復興をめぐる様々な課題に対して、被災者自身が主体となって被災者の刻々と変化する多様なニーズに寄り添い、老若男女全ての者の社

会参加の促進と潜在能力の発揮につなげていくという視点に立った、包括的な支援機能の構築に取り組むことが求められる。

(3) 誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築

- 社会的包摂に向けた全国各地の取組状況をみると、誰も排除しない地域社会の実現を掲げて先駆的な取組を進めている地域もあるが、残念ながら地域による取組の格差は否めない。また、生活困難の事象が多様化する中で、それぞれに対応して様々な機関がそれぞれの可能な予算や態勢の範囲内で施策を構築してきた結果、施策の全体系が複雑になり、また、対象や施策ごとの官民含めた縦割り意識もみられるようになってきている。
- 様々な支援の輪が広がっている今日においても、このような取組の狭間で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化し、自ら命を絶つまでの事態に追い込まれる人が後を絶たないことは、とても残念なことである。
- その一方で、各分野で社会的排除の克服を目指して取り組む方々から行ったヒアリングからは、それぞれの分野ごとの固有の要素はあるものの、対象者が抱える問題やその問題解決へのアプローチには、かなり共通する要素があることがわかる。また、リスクが連鎖していく過程で、同じ問題を抱えたまま対象者像が変化する（例えば、低学歴→不安定就労→ホームレス、失業→多重債務→うつ→自殺）ことも、よくみられる。
- 誰も排除しない社会の構築を追求していくためには、それぞれの分野や対象ごとに発展してきた取組が、それぞれのミッションを大切にし、尊重しながらも、分野や対象ごとの縦割りを克服し、社会的排除に関する調査分析や情報発信、人材育成、取組が弱い地域へのフォローと働きかけなどを行っていくことが必要と考えられる。
- 特命チーム発足時に総理より電話相談（コールセンター）事業の実施について検討するよう指示があった。これまで述べてきたような文脈の中でとらえると、今回の電話相談事業は、一人ひとりを包摂し誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築の第一歩として位置づけられるものである。
こうした観点に立ち、単なる電話相談にとどまるのではなく、様々な分野で活動する全国の支援機関と連動して、心のケアを踏まえた傾聴の姿勢で当事者の現状を聞き取りながら、各種支援策と実施機関を適切に紹介するとともに、その後のアフターフォローも行う形での事業化に向けて、さらに検討を深める。

「一人ひとりを包摂する社会」特命チームの設置について

1. 設置目的

- ・近年、新たな社会的リスクとして「孤立化」、「無縁社会」、「孤族」などといった問題が生じている。地域や職場、家庭での「つながり」が薄れ、従来、家族や企業によって守られていた多くの人々が、現在または将来への不安を抱えるに至っている。誰もが無防備なままリスクと隣り合わせになっていく懸念を我々は持っている。
- ・そうした日本社会の構造的変化に対応するためには「社会的包摂」という考え方が有効である。「社会的包摂」の考え方に立ち、お互いに支え合う中で、地域や職場、家庭でのつながりを強め、さらには新たな社会的絆を創造する。老若男女すべての者に「居場所と出番」のある社会を作り出すことが、今日の重要課題である。
- ・こうした観点から、政府は、最小不幸社会の実現に向けて、地域や民間の多様な知見を借りつつ、「孤立化」の実態を明らかにするとともに、セーフティネットの強化を含めた社会的包摂を推進するための戦略（「社会的包摂戦略」）策定を目的とした特命チームを設置する。

2. テーマ

(1)「社会的包摂戦略」の策定

①「社会的孤立」と社会資源の実態を明らかにする。

社会的に孤立し生活困難に陥るリスクと孤立に陥った人を包摂する対策の両面の実態把握を行う必要がある。

i) 社会的に孤立し生活困難に陥るリスクについての実態調査

<ねらい>

- ・社会的に孤立し生活上の困難を抱えた状況にある人々の社会的疎外や孤立、生活困難の状況、家族状況、就労状況、フォーマル・インフォーマル含めた支援とのつながりなどの現状把握とともに、生活困難の状況等に陥ったリスクの連鎖を個人のライフヒストリーを振り返ることによって整理を図る。
- ・それらの潜在的リスクが社会全体でどの程度広がっているのか、また、どのような属性の人々にリスクが偏在しているのか、貧困などの他のリスクとどのように重なり合っているか明らかにする。
- ・上記のように、社会的に孤立し生活困難に陥るリスクの実態を明らかにするため、2011年度に予備調査、2012年度に本調査を実施する。また、効果的に実態把握を行うため、これらに先行して、既存調査・研究のレビューを実施するとともに、新しい成長及び幸福度に関する調査研究（内閣府）の成果も活用する。

ii) 孤立に陥った人を包摂する対策の実態調査

<ねらい>

- ・現行セーフティネットの「穴」と「重複」：我が国のセーフティネットには、どのような点で「穴」があり、逆に「重複」しているのかを国政及び地域単位で総点検する。（支援策の課題）

② 社会的包摂を実現するための「緊急政策提言」を行う。

(ア) 幅広い論議

- ・現場や有識者なども参加した幅広い意見交換
- ・全国各地の実践例の集約

(1) 緊急に取り組むべき政策提言をとりまとめ(本年夏)

- ・平成 24 年度予算概算要求も念頭に、緊急政策提言を行う。
- ・政策提言では、①社会的に孤立し生活困難に陥るリスクに対応した予防的施策と、②社会的孤立に陥った人を包摂する対策の両面を視野に置く。

③「社会的包摂戦略」をとりまとめる(2012 年度)

- 2012 年度中に実態調査(本調査)とあわせて、最終的な政策提言として「社会的包摂戦略」をとりまとめる。

(2) 「当面の施策」や「先導的プロジェクト」の実施

- 「当面取り組むべき施策」や、将来展開を念頭に置いた「先導的なプロジェクト」の実施に取り組む。

〈取組の具体例〉

- 社会的包摂のための相談・コーディネート拠点の設置(社会的包摂推進センター(仮称))

- ・全国の様々なリスクを抱えて生活している人々からの相談に応じて、必要となる社会資源へつなぐ機能(コールセンター機能)
- ・社会的孤立実態に関する継続的な調査分析や専門家の研修、自殺対策の推進等

- パーソナル・サポート・サービスなどを軸とする社会的包摂システムの構築

- ・社会的に孤立し、支援を要する人が的確に把握され、個々人のニーズに応じた支援が行われるシステムの構築

3. 今後のスケジュール(案)

<2011 年>

- (1月) ・「特命チーム」の設置
- (4月頃) ・「社会的包摂戦略」策定の基本方針
- (夏) 「緊急政策提言」
 - ・24年度予算概算要求
- (年末～) ・「社会的に孤立し生活困難に陥るリスクについての実態調査(予備調査)」全体報告
 - ・「孤立に陥った人を包摂する対策の実態調査」とりまとめ
 - ・「社会的包摂戦略」の概要とりまとめ

<2012 年度>

- ・「社会的に孤立し生活困難に陥るリスクについての実態調査(本調査)」の実施・公表
- ・「社会的包摂戦略」最終とりまとめ＝「特命チーム」終了

日本再生のための戦略に向けて

「日本再生のための戦略に向けて」

〔平成23年8月5日〕
閣議決定

「日本再生のための戦略に向けて」を別紙のとおり定める。

「日本再生のための戦略に向けて」

2011年8月5日

【目 次】

はじめに	2
I 経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望	3
II 日本再生に向けた戦略の方針	5
1 革新的エネルギー・環境戦略	5
2 空洞化防止・海外市場開拓	7
3 国と国との絆の強化	9
4 農林漁業再生	10
5 成長型長寿社会・地域再生	11
III 「新成長戦略」の検証について	14
(別表) 成長戦略実行計画(改訂工程表)	18
(別紙1) 当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～	
(別紙2) 「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理	

はじめに

我が国経済は、バブル崩壊後 20 年にわたって低迷を続けており、社会の閉塞感も強まっている。東日本大震災はそうした「危機の中で起きた危機」であり、我が国は、震災からの復興に全力で取り組むと同時に、経済成長力を含む日本全体の再生にも足取りを緩めることなく取り組んでいく必要がある。グローバル経済における競争が激化する中、我が国の経済が抱えている諸課題は震災の有無にかかわらずそこにあり、日々その深刻さを増している。こうした課題を克服し、グローバル競争に勝ち抜いていくための成長力強化への取組は、震災を機にむしろ強化されなければならない。そのために、新成長戦略を更に強力に推進するとともに、「開かれた復興」の考え方にも基づき、電力制約というピンチをチャンスに変え、イノベーションの創出を通じて成長への起爆剤とするような果敢な取組が重要である。

こうした考え方に立ち、「政策推進指針」¹では、震災復興と並ぶ日本再生のための方針の 1 つとして、「新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化」を提示した。新成長戦略実現会議を再開し、震災の影響を踏まえた「新成長戦略」²の検証を夏までに実施した上で、年内に日本再生のための戦略としての具体像を提示することとした。このため、再開後の新成長戦略実現会議における議論を整理して、新たな成長に向けた戦略の方針を示すとともに、今秋以降、重点的に議論すべき事項を示し、「日本再生のための戦略」の策定につなげる。

再開後の新成長戦略実現会議では、原発事故及びそれに伴う電力制約を踏まえた最大の検討課題として、「革新的エネルギー・環境戦略」の策定に向けた議論を行うとともに、エネルギー・環境会議を開催し、議論を深めてきた。また、産業インフラや日本ブランドの毀損による空洞化懸念が高まっている状況を踏まえ、空洞化防止・海外市場開拓についても検討を行った。さらに、高齢化・人口減少が進む中で経済や地域の活力を維持向上させる観点から、成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた議論を行った。

以下では、まず、震災後の状況変化を踏まえた経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望を示す。そして、新成長戦略実現会議における議論等を踏まえ、各分野における日本再生に向けた戦略の方針を示す。その後、震災の影響等を踏まえた「新成長戦略」の目標・工程の検証と、これを反映させた改訂工程表を提示する。

¹ 「政策推進指針～日本の再生に向けて～」(平成 23 年 5 月 17 日 閣議決定)

² 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)

I. 経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望

1. 東日本大震災が日本経済に及ぼす影響

東日本大震災は、日本経済に大きな影響をもたらし、被災地を中心とするストックの毀損（約 16.9 兆円³）、サプライチェーンの障害、さらには東京電力、東北電力管内における電力制約等により、生産活動や輸出が減少した。震災から 4 か月余りを経て、雇用情勢などは依然として厳しいものの、サプライチェーンの回復や消費者マインドの改善などにより、景気には上向きの動きが見られる。また、物価については、依然として緩やかなデフレ状況にあるが、下落テンポは鈍化している。なお、資源価格の上昇もあって、消費者物価指数（総合）は 2011 年 4 月以降プラスで推移している。

2. 経済財政運営の基本方針とマクロ経済の展望

政府は、震災からの復興に向け「東日本大震災からの復興の基本方針」⁴に示された復興施策について、全力で取り組む。電力供給の制約やそれによるコスト上昇による悪影響、さらには企業・人材の流出等、中長期的な成長へのマイナスの効果も懸念されることから、こうしたリスクが顕在化することのないよう、需要・供給両面から早急な取組を行うことが必要である。また、海外経済の悪化や円高等による景気の下振れリスクにも留意が必要である。

金融・資本市場、為替市場の安定は極めて重要である。為替については、為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、その動向について注視していくとともに、必要な時には断固たる措置をとる。また、日本銀行には、マクロ経済運営に関する基本的視点を政府と共有し、引き続き、政府との緊密な情報交換・連携の下、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待する。

最近の欧米の金融・財政状況に鑑み、市場の信認を確保することが一層重要となっており、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「社会保障・税一体改革成案」⁵に示された取組を着実に進めるとともに、引き続き、行政刷新に取り組む。

震災の影響により、2011 年度は低い成長となるが、毀損ストックの再建が進むことなどを通じ、復興需要が着実に増加し、2012 年度の成長率は高まると見込まれる。中長期的にも、震災が成長を制約するリスクはあるが、震災からの早期立ち直りや、本「日本再生のための戦略に向けて」に示した成長力強化への取組をはじめとする自律的成長への土台作りなど必要な改革を進める努力により、2011 年度以降 2020 年度まで平均で名目 3 %程度、実質 2 %程度の成長の実現は可能

³ 「東日本大震災における被害額の推計について」（平成 23 年 6 月 24 日 内閣府（防災担当））

⁴ 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部決定）

⁵ 「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）

と考えられる⁶。

物価については、消費者物価指数の基準改定が行われる点に留意が必要であるが、景気の回復に伴って上昇率が徐々に高まり、その後安定的に推移していくものと考えられる。

雇用については、被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により被災者の生活の安定を図るとともに、新たな成長に向けた取組を進める中で雇用創出効果の高い施策を実施すること等により、失業率を早期に3%台まで低下させることを目指す。

⁶ ただし、震災等の影響により経済規模は縮小したことから、2020年度の経済規模は従来 of 想定よりも小さいと見込まれる。

Ⅱ. 日本再生に向けた戦略の方針

長期にわたる停滞の中で東日本大震災という「危機の中の危機」に見舞われた日本経済を再生させ、新成長戦略に掲げられたマクロ経済目標を実現するには、まずは新成長戦略に掲げられた施策を着実に実行していくことが必要である。さらに、震災発生以降の環境変化にも対応できるよう、戦略の再設計・再強化が必要となる。以下では、各分野における日本再生に向けた戦略の方針を示す。

なお、戦略の目標を確実に達成するには、優先順位を明確にし、限られた財源を最も効果的に使う必要がある。このため、行政刷新の取組と連携しつつ、需要・雇用の創出効果が大きく、規制・制度改革との一体的な実施で相乗効果が見込まれる施策を重点的に実施するとともに、関係府省の連携強化や類似事業の重複排除などにより、施策の効率性を高める。また、国民への説明責任を果たすことで施策の透明性を高める。

1. 革新的エネルギー・環境戦略

(複眼的アプローチで戦略を構築)

「革新的エネルギー・環境戦略」は、複眼的に展開する。エネルギー需給のひっ迫が懸念される当面の間は、ピーク電力の不足と電力コスト上昇を最小化するため、実効性のある対策を緊急に講じ、空洞化を防止し国民生活の安定を図る。中長期的には、新たな技術体系に基づく分散型のエネルギーシステムを目指し、原子力依存の低減とグリーン・イノベーションの加速を軸とする新たなベストミックスを実現する。

(当面のエネルギー需給安定策とエネルギー構造改革の先行実施)

当面は、エネルギー需給のひっ迫が懸念され、かつエネルギーシフトが困難である。今後、原発の再起動が行われず、電力需要が昨年並みとなった場合には、事態が深刻化する来夏には、1割弱のピーク時の電力不足、年間で約2割の電力コスト上昇が生じるリスクがある。電力費用の高騰は、消費者の消費抑制や企業の収益悪化をもたらすのみならず、中期的に見れば企業の立地選択や雇用に大きな影響を与えかねない。

こうしたリスクを最小化するため、「当面のエネルギー需給安定策」(別紙1。以下「当面の需給安定策」という。)は、以下の5原則を定めた。

- (1) 原子力発電所の停止が広範に生じた場合でもピーク電力不足とコスト上昇を最小化する
- (2) 計画停電、電力使用制限、コストの安易な転嫁を極力回避する

- (3) 政策支援や規制・制度改革で持続的かつ合理的な国民行動を全面的に支援し、エネルギー構造改革を先行的に実施する。ピークカットとコストカットが持続的に進む経済や社会の仕組みを早急に築く
- (4) 経済活性化策としてエネルギー需給安定策を位置付ける
- (5) 国民参加の対策とするため、3年間の工程を提示する

この5原則に基づき、第一に需要構造の改革を進め、第二に供給の多様化に着手し、第三に電力システムの改革に着手し電力経営の効率化を進め、第四に徹底した安全対策を行い、安全性を確認した原子力発電所は活用する。こうした対応により、ピーク電力不足とコスト上昇リスクを最小化するとともに、持続的にエネルギー需要の合理化や供給拡大が実現する仕組みを築き、省エネ関連産業、再生エネルギー産業の競争力を強化し雇用を生み出す。

今秋を目途に、平成23年度第3次補正予算、平成24年度予算、規制・制度改革などあらゆる政策を総動員し、当面の需給安定策で定めた3年間のエネルギー需給安定対策工程表及び規制・制度改革リストを具体化する。これにより、エネルギー構造改革を先行的に実施する。

「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理とその具体化

「革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理」（別紙2。以下「中間的な整理」という。）は、戦略策定の3つの基本理念を決定した。

基本理念1：新たなベストミックス実現に向けた3原則

- 原則1：原発への依存度低減のシナリオを描く
- 原則2：エネルギーの不足や価格高騰等を回避するため、明確かつ戦略的な工程を策定する
- 原則3：原子力政策に関する徹底検証を行い、新たな姿を追求する

基本理念2：新たなエネルギーシステム実現に向けた3原則

- 原則1：分散型のエネルギーシステムの実現を目指す
- 原則2：課題解決先進国としての国際的な貢献を目指す
- 原則3：分散型エネルギーシステム実現に向け複眼的アプローチで臨む

基本理念3：国民合意の形成に向けた3原則

- 原則1：「反原発」と「原発推進」の二項対立を乗り越え国民的議論を展開
- 原則2：客観的なデータの検証に基づき戦略を検討する
- 原則3：国民各層との対話を続けながら革新的エネルギー・環境戦略を構築

この基本理念に基づき、原発の依存度の低減とグリーン・イノベーション戦略の強化、前倒し⁷を軸とした新たなエネルギーベストミックス実現のシナリオを描く。集権型のエネルギーシステムを分散型に転換し、新たなエネルギー・環境産業が雇用を生み出す社会を構築する。国民的議論の展開と客観的データの検証に基づく戦略の検討を行う。

また、中間的な整理で定めた、省エネルギー、再生可能エネルギー、資源・燃料、原子力、電力システム、エネルギー・環境産業という6つの重要課題ごとのミッションと優先課題についても、より具体化する。

今後、中間的な整理に基づき、エネルギー・環境会議と関係省庁、関係機関が協力して、年末を目途に「革新的エネルギー・環境戦略」の基本的方針を定める。基本的方針に基づき、国民的議論を深め、来年、新たなベストミックス（エネルギー基本計画）、エネルギー・環境産業戦略、及びこれらを支えるグリーン・イノベーション戦略からなる「革新的エネルギー・環境戦略」を策定する。

2. 空洞化防止・海外市場開拓

（問題の所在—かつてない空洞化の危機—）

震災による産業インフラの破壊、電力制約や日本ブランドへの信頼性の動揺は、我が国での生産活動や、海外とのヒト・モノ・カネの流れに大きな影響を及ぼしている。加えて、円高の進行、新興国の企業の急速な成長や国を挙げての立地競争等により、産業立地としての日本の魅力の低下は深刻な状況にあり、我が国はかつてない空洞化の危機^{ひん}に瀕している。こうした状況を放置すれば、外需の取り込みや国際競争力、国内雇用の維持に重大な影響がもたらされ、我が国の成長にとって大きな阻害要因となる。このため、我が国経済の空洞化を防止するとともに、海外市場の開拓を進め、さらには産業の国際競争力を強化していくための一層の取組が必要である。

（当面の対策：不安の払拭、サプライチェーン復旧、日本ブランド回復等）

当面は、電力制約と原発事故という2つの不安要因の払拭に全力を尽くす。また、今回の震災は、東北や北関東の企業がグローバルなサプライチェーンの重要な一翼を担っていることを図らずも示しており、こうしたサプライチェーンの復旧・再構築に向けた取組を進める。さらに、風評被害を払拭し、「安心・安全」といった日本ブランドを回復・再構築して、ヒト・モノ・カネの流れを以前にも増して活発なものとするよう、「国際的風評被害対策・日本ブランド再構築に関

⁷ 「環境・エネルギー大戦略」（「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定））の強化、前倒しを含む。

する政府・関係機関の連絡会議」を開催し、関係府省が連携して一体的かつ効果的な情報発信に繋げていく体制を構築する。加えて、産業・物流を支える交通基盤の早期復旧を目指した取組を進めるとともに、訪日旅行者の減少幅は縮小しつつあるが、これを反転増加させるための取組を進める。

(中長期にわたる課題：空洞化防止、新たな産業市場構造への転換)

中長期にわたる課題としては、更なる経済の空洞化を防止し、グローバル化の一層の進展、新興国経済の伸長、省エネの要請といった環境変化に対応して新たな産業・市場構造への転換を図ることが重要である。

(立地競争力強化、アジア拠点化推進)

国内外の企業の日本離れを防ぐため、立地競争力の強化や後述の国と国の絆の強化に向けた自由貿易体制の維持・強化が重要である。立地環境の整備や企業の海外移転防止に向け、国内規制・手続の見直しや、サプライチェーンの中核となる部品・素材分野と成長分野における生産・研究開発拠点等への国内立地補助措置、資源の安定供給確保等を進める。さらに、平成 23 年度税制改正法案に盛り込まれた、国税と地方税を合わせた法人実効税率の 5% 引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する。また、日本に高付加価値拠点を呼び込むため「アジア拠点化推進法」の制定や外国企業向けの事業環境整備等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム（仮称）」を年内に策定し、これを推進する。

(グローバル人材育成・高度人材受入れ等)

国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図る必要がある。このため、「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」⁸を受け、海外留学等の若手の海外経験の拡大と優秀な外国人留学生との連携を促進し、国内のグローバル化に資する諸施策を初等中等教育、高等教育、経済社会の各段階において推進する。その際、若手が自信をもって海外に出て行けるよう、外国語能力の強化と同時に、日本文化や社会の仕組みとその良さへの理解を深めるための機会の充実を図る。また、人口減少社会の到来を踏まえると、今後の我が国では内外を問わず人材確保が特に重要な課題となる。このため、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度を 2011 年中に導入し、優秀な海外人材の受入れを加速化する。

⁸ 「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」（平成 23 年 6 月 22 日 グローバル人材育成推進会議決定）

(海外市場の開拓・海外展開支援)

海外の成長を我が国の成長につなげるよう、海外市場の開拓も引き続き進めていくことが重要である。アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、震災の影響や海外動向等を踏まえつつ、インフラ海外展開を推進する。また、クールジャパン戦略の強化、新興国市場等への戦略的取組、国際知財戦略、国際標準化戦略等を進め、我が国経済の市場のフロンティア拡大を推進していく。さらに、中小企業の海外展開を支援し、海外需要を一層取り込んでいく。

(産業・市場構造の転換、活力のある中小企業の育成・強化)

環境変化に対応した新たな産業・市場構造への転換のためには、保護主義に陥ることなく、ヒト・モノ・カネといった生産要素が新たな成長産業・市場に円滑に移動することが重要である。そのため、新産業への人材の移動が容易な労働市場の構築を推進するとともに、新成長戦略の実現を通じ、金融資本市場の機能強化に取り組む。

活力のある中小企業の育成・強化は、我が国の再生にとって重要であり、経営力の強化や起業・創業支援をはじめとして、これを推進する。また、新産業の芽を育てるため、産官学連携や起業・創業への支援、ベンチャー企業の成長促進に向けた環境整備を図る。

(産業競争力向上のためのイノベーション、情報通信技術の利活用、規制改革)

中長期的な産業競争力、付加価値生産性向上、経済社会システム変革の観点から、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の戦略的イノベーションとそのためのシステム改革、それを支える基礎研究と科学技術人材育成を強化し、技術と新産業創出のフロンティアの拡大を図る。そのため、科学・技術・イノベーション政策の推進体制強化に取り組む。情報通信技術については、情報セキュリティを確保しつつ、引き続き、行政、医療、教育等を始めとする幅広い分野における効果的な活用・新市場創出の検討・実施、情報通信基盤の環境整備等を進め、一層の利活用の促進を図る。さらに、技術・市場のフロンティアの拡大に向け、未来志向・国際志向の規制・制度改革に取り組んでいく。

3. 国と国との絆の強化

(経済連携推進の確立等の国と国との絆の強化)

国と国との絆の強化に向けては、「包括的経済連携に関する基本方針」⁹に基づ

⁹ 「包括的経済連携に関する基本方針」(平成22年11月9日閣議決定)

く高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方及び進め方を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討する。

特に日 EU・EPA については、本年7月に EU 韓 FTA が発効したことも踏まえ、スコーピング作業を加速し、交渉の早期開始に努めるほか、共同研究の年内終了と作業加速化に合意した日中韓 FTA 共同研究を着実に終了させ、明年の日中韓サミットでの交渉開始合意を目指す。さらに、日豪 EPA 交渉の推進、日韓 EPA 交渉の早期再開に向けての取組を強化するとともに、本年3月に開始した日加 EPA 共同研究の早期終了、日モンゴル EPA 交渉の開始、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）、東アジア自由貿易地域構想（EAFTA）の早期交渉入りに向けて積極的に取り組む。環太平洋パートナーシップ（TPP）については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。

4. 農林漁業再生

以下の諸課題について、速やかに取り組む。

（我が国の食と農林漁業の再生に向けた取組）

「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」¹⁰に基づき、我が国農林漁業の競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開し、農林漁業の再生を早急に図る。

- ・ 新規就農を増やし将来の日本の農業を支える人材を確保すること等により攻めの担い手を実現するとともに、農地集積等の取組を進め、平地で20～30haの土地利用型農業を目指す。
- ・ 6次産業化・成長産業化、流通効率化等を進めることにより、「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった我が国の農林水産業・農林水産物の持ち味を再構築する。
- ・ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用、木材自給率50%を目指した「森林・林業再生プラン」の推進、近代的・資源管理型で魅力的な水産業の構築に取り組む。
- ・ 震災の教訓等を踏まえ、震災に強い農林水産インフラの構築や原子力災害

¹⁰ 「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」（平成23年8月2日 食と農林漁業の再生実現会議）

対策等に取り組む。

(高いレベルの経済連携と農林漁業の再生の両立)

高いレベルの経済連携と農林漁業の再生の両立の実現を図ることは重要な課題である。これを実現するためには、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要であり、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズムの構築も含め、具体的に検討する。

(6月基本方針、10月行動計画に代わる新たな工程)

以上のような取組を通じ、「包括的経済連携に関する基本方針」に定める6月基本方針、10月行動計画に代わる新たな工程を、日本再生全体のスケジュールや復旧・復興の進行状況を踏まえ、検討する。

5. 成長型長寿社会・地域再生

(問題の所在—長寿化・人口減少への対応と地域再生—)

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、今後、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。

このような中で、我が国の社会経済の持続的な成長と活力を維持するためには、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現を図ることなどにより、新たな労働力を生み出すとともに、人口の急激な減少にも歯止めをかけていくことが重要である。また、各々の能力のフル発揮等を通じて、長寿社会に資するイノベーションを起こすことにより、成長産業の発展を促し、その恩恵を生活に還元していくことが不可欠である。

同時に、長寿社会における課題は、震災の被災地域を始めとする地方において、より顕在化が進んでおり、成長の牽引役となる大都市の再生とともに、被災地域の再生を先駆例とする地域再生の戦略的な取組を強化し、我が国全体の成長につなげていくことが必要である。

(ディーセント・ワークを確保した全員参加型社会と成長を支える人材育成等)

若者については、ジョブサポーター等によるきめ細やかな支援の充実、適切な職業訓練の実施等による安定的雇用の確保を図る。また、高齢者については、労使の話し合いによる賃金・人事処遇制度の適切な見直しとともに、高齢社会に適合した雇用施策の在り方の検討や、高齢者の経験を生かし、地域で働くことができる場や社会を支える活動ができる場の拡大を図る。さらに、女性については、仕事と家庭の両立支援と子ども・子育て支援の拡充（幼保一体化等を含む子ども・子育て新システムの実現等）を車の両輪として推進するとともに、男女の均等度合いを労使で把握しポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくりを推進する。障害者については、障害特性、就労形態に応じたきめ細やかな支援策の充実等を図る。

非正規労働者については、有期契約労働者に関する制度の検討等を進めるとともに、雇用の安定や処遇の改善に向けて、非正規雇用に関する総合的ビジョンを策定する。また、最低賃金の引き上げに向けて取り組むとともに、正社員の長時間労働の抑制や、職場のメンタルヘルス対策の強化等を図り、仕事と生活の調和が図られた多様な働き方を選択できる環境整備を進め、ディーセント・ワークの実現を図る。

成長を支える人材の育成・確保のため、国内人材を最大限活用する観点から、企業が行う職業訓練への支援、求職者支援制度等の活用、産業界と連携し、民間教育訓練機関の創意工夫を活用した実践的な職業訓練や実践キャリア・アップ戦略の推進、ジョブ・カード制度の活用などを行うとともに、個人事業主も含めた支援・事業承継円滑化等により地域の活力の源となる生業への支援を図る。さらに、海外の高度人材について、受入れを加速する。

(長寿社会に資するイノベーション等の推進)

医療分野については、増加するがん・認知症等の難治性疾患や再生医療に必要な技術を国内から生み出し、世界最高の医療を国民に提供するため、「医療イノベーション推進の基本的方針」¹¹に基づき、革新的な医薬品や医療機器の実用化、イノベーションの適切な評価の実施、再生医療等の新技術への対応のため、規制・制度の改革を進める。政策資源については、産学官の協力による有望技術への基礎から実用化までの切れ目のない集中投入、国際的に通用する臨床試験体制の整備や世界的に立ち遅れているゲノム医療等の新技術対応のための大規模・集約的な共通基盤整備への思い切った集中投入などの投入方法の重点化を図る。

また、医療の国際化も引き続き推進するとともに、情報通信技術を活用した新サービスや公的保険外の医療・介護周辺サービスの創出を図る。

¹¹ 「医療イノベーション推進の基本的方針」（平成 23 年 6 月 16 日 医療イノベーション会議決定）

さらに、高齢者にやさしい自動車の開発・普及、創意工夫あるロボット・福祉機器の開発や生活・社会福祉分野でのロボット等の実用化、リバース・モーゲージの利用促進などによる高齢者の資産の有効利用など、生活分野を中心に高齢者向けの商品開発・普及を図る。

(創意に満ちた地域再生の総合支援)

地域再生は、住民等が一体となってまちづくりに取り組むことが重要であり、被災地復興にも資するよう、まずはコーディネーター人材等の専門家の派遣やデータベース化等を進めるとともに、官民の役割分担の下、地域からの創意とそのネットワーク化を支えるワンストップ支援体制の確立を図る。同時に、民間の資金・ノウハウを活用したファンド、官民連携(PPP)/PFI 手法や土地信託手法、公的機関の活用等、ファイナンスを含む幅広いツールでの支援等を検討する。

さらに、地域の先駆的な取組として、世界を先導するようなコンパクトシティやエコタウンの推進、保健・医療、介護・福祉等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアや公共交通を含む高齢者等の移動しやすさの確保、情報通信技術を活用した医療の提供や医療機能の集約・連携等による地域医療提供体制の整備、子育て家庭への総合支援、歩いて暮らせるまちづくりや大学等の「学び」を活用したまちづくり、自立的で魅力的な地域づくりのための都市間・地域間の連携、観光振興、地域の自給力や創富力を高める取組など、被災地を始めとする地域の自主的な取組を総合的に支援する。この際、新たに導入した総合特区制度の十分な活用や「環境未来都市」構想等を進めるとともに、地域再生制度の見直し等に取り組み、地方や大都市の再生を推進する。

また、地域からの成長には、雇用や経済を支える中小企業等の活性化が重要であり、経営力の強化を図るなど、中堅・中小企業の育成・強化を推進する。

(地域再生等の基盤となる災害に強い地域・国土づくり)

今般の震災から得られた教訓を踏まえ、人と人の絆こそ地域再生の核となり、災害時においても支えとなることから、NPO 等と連携した公共空間の再生等、コミュニティを支える魅力豊かな活動の「場」の創出を進めるとともに、各地域における災害時を想定した事前準備の取組を促進する。また、地域・国土の災害に対する安全性の向上を図るため、津波等の全国的な災害リスクに対し、津波防災まちづくり、社会基盤の防災対策の強化と広域的な基幹ネットワークの整備・多重化等、地域・国土の安全・安心の確保を推進する。

Ⅲ. 「新成長戦略」の検証について

東日本大震災は、電力制約や日本ブランドへの信頼性の動揺等を通じ、我が国経済に大きな影響をもたらしている。こうした中、2010年6月に閣議決定した「新成長戦略」の「成長戦略実行計画（工程表）」に基づく施策については、震災の影響を踏まえて必要な見直しを行うこととする。また、東日本の復興と日本の再生につながるよう、前倒しできる施策は前倒して、震災にかかわらず実施すべき施策は、工程表に沿って着実に実行するものとする。

こうした観点から「新成長戦略」の検証を行ったところ、震災の影響等により、戦略の質的転換や目標・工程の見直し等が必要な事項、工程表上「2010年度に実施する事項」とされているもののうち工程の見直しが必要な事項は、以下の通りである。

また、これを踏まえ、「新成長戦略」の工程表については、別表のとおり、改訂する。

1. 環境・エネルギー大国（グリーン・イノベーション）戦略 ※

- ・ 戦略の範囲をエネルギー・環境政策の全体像に拡大しつつ、エネルギー政策を聖域なく見直す観点で、戦略の質的転換が必要。
- ・ 「政策推進指針」に基づく「革新的エネルギー・環境戦略」の基本的な方針を2011年末目途に取りまとめ、「日本再生のための戦略」に反映。「革新的エネルギー・環境戦略」は2012年に策定。
- ・ なお、「新成長戦略」における既存の「環境・エネルギー大国戦略」の工程については、原発への依存度低減のシナリオを具体化し、グリーン・イノベーション戦略は強化、前倒すという考え方のもと検討し、「革新的エネルギー・環境戦略」として新たな工程を策定する。

2. 健康大国（ライフ・イノベーション）戦略

- ・ 目標・工程を堅持。

3. アジア経済戦略

- ・ 目標・工程を原則として堅持。
- ・ 但し、以下については必要な見直しを実施。

➤ パッケージ型インフラ海外展開【目標・工程見直し】※

アジアを中心とした世界のインフラ需要は引き続き膨大かつ堅調であり、今後ともインフラ海外展開を推進する。震災の影響や海外の動向等を踏まえつつ、今後ともパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で議論を深め、「日本再生のための戦略」に反映させていく。

➤ **国内投資促進【目標・工程を堅持し、内容強化】※**

震災による電力制約、サプライチェーンの脆弱性の顕在化等により産業空洞化の加速が懸念されることから、我が国企業による国内投資を促進し、電力供給不足がもたらす製造業の供給力への影響に対する対応の強化、効率性とリスク対応力を兼ね備えたサプライチェーンの構築等を行う。

➤ **アジア拠点化【目標堅持・工程見直し】※**

震災後、外国企業の日本への投資意欲が減退していることから、アジア拠点化の取組を空洞化防止・海外市場開拓戦略の中に位置付け、「アジア拠点化推進法」の制定等によりインセンティブ措置の充実を図るとともに、外国企業向けの事業環境整備、外国人向けの生活環境整備の推進等を通じて日本に高付加価値拠点を呼び込む取組を総合的に取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム（仮称）」を、2011年内に策定する。

➤ **外国人学生受入れ 30 万人、日本人学生等海外交流 30 万人**

【目標・工程を堅持し、内容強化】※

震災の影響により日本離れが懸念される外国人留学生への対策や、成長を支える日本人のグローバル人材育成のため、「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」を受け、外国人留学生の再誘致や受入拡大と日本人学生・若手社会人の留学や海外経験拡大等に資する対策を強化する。

➤ **在留高度外国人材の倍増【目標堅持・工程見直し】※**

震災を契機とした外国人の日本離れが懸念される中、優秀な海外人材を引き寄せる施策を加速化するため、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の 2011 年中の導入に向け準備を進める。

➤ **クールジャパン【目標・工程見直し】※**

「知的財産推進計画 2011」¹²を踏まえ、「新成長戦略」におけるアジアでのコンテンツ収入 1 兆円目標を、クールジャパン関連産業¹³市場規模 17 兆円というより広範な目標に見直すとともに、クールジャパン推進を通じた震災復興を図るため、正確な情報発信など、日本ブランドへの信頼性回復に向けた取組を強化する。

4. 観光立国・地域活性化戦略

- ・ 当面は、成長戦略を通じて東日本復興に貢献すべく、戦略の質的転換が必要。

¹² 「知的財産推進計画 2011」（平成 23 年 6 月 3 日 知的財産戦略本部決定）

¹³ クールジャパン関連産業：ファッション、食、コンテンツ、観光等に係る市場で、現状（2009 年）の市場規模は約 4.5 兆円

- ・ これと並行して、東日本復興を先駆として日本全国に拡大する取組が必要。
- ・ 目標・工程を原則として堅持。
- ・ 但し、以下については必要な見直しを実施。

➤ **農林水産物等の輸出 1 兆円【目標・工程見直し】※**

原発事故を受け、食品の安全確保の必要性が高まる中、諸外国における輸入規制の強化や風評被害により、我が国食品の輸出に打撃が生じていることから、規制緩和の働きかけ、安全イメージ回復のためのプロモーション、国別マーケティングに基づく PR 等に取り組み、日本の食への信認を回復するとともに、1 兆円目標の実現に向けてより一層輸出を促進する。目標の達成時期の取扱い及び「輸出総合戦略」の策定については、原発事故や風評被害の状況を踏まえつつ、検討を行い、食と農林漁業の再生実現会議における検討を踏まえ、その結果を「日本再生のための戦略」に反映する。

また、「食品産業の将来方向」を震災後の新たな課題への対応も含め 2011 年度に策定する。

➤ **訪日外国人 2,500 万人【目標・工程を堅持し、内容強化】※**

震災後、諸外国において訪日旅行を忌避する動きが生じ、訪日旅行者が大幅に減少していることから、本格的な訪日旅行プロモーションの一斉展開を一刻も早く可能とするよう、まずは訪日旅行の安全・安心に対する信頼をしっかりと取り戻すことが必要。このため、現地目線に立った正確かつ細心の情報発信、海外の観光当局、メディア、旅行会社等に対する訪日旅行再開の働きかけを緊急実施する。

➤ **国内観光需要喚起【目標堅持・工程見直し】**

休暇取得の分散化の本格実施について、震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえて実施する。

➤ **大都市再生【目標堅持・工程見直し】**

大都市圏戦略については、2011 年 2 月の国土審議会政策部会国土政策検討委員会最終報告に基づき、引き続きその内容等について検討する。

5. 科学・技術・情報通信立国戦略

- ・ 目標・工程を堅持。

6. 雇用・人材戦略

- ・ 目標・工程を原則として堅持。
- ・ 但し、以下については必要な見直しを実施。
- **子ども・子育て新システム【目標堅持・工程見直し】**

2011 年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に法案を提出する。

7. 金融戦略

- ・ 目標・工程を堅持。

※は、震災により、新たに生じた課題の解決のために、「新成長戦略」について戦略の質的転換、目標・工程の見直し等が必要となっている事項

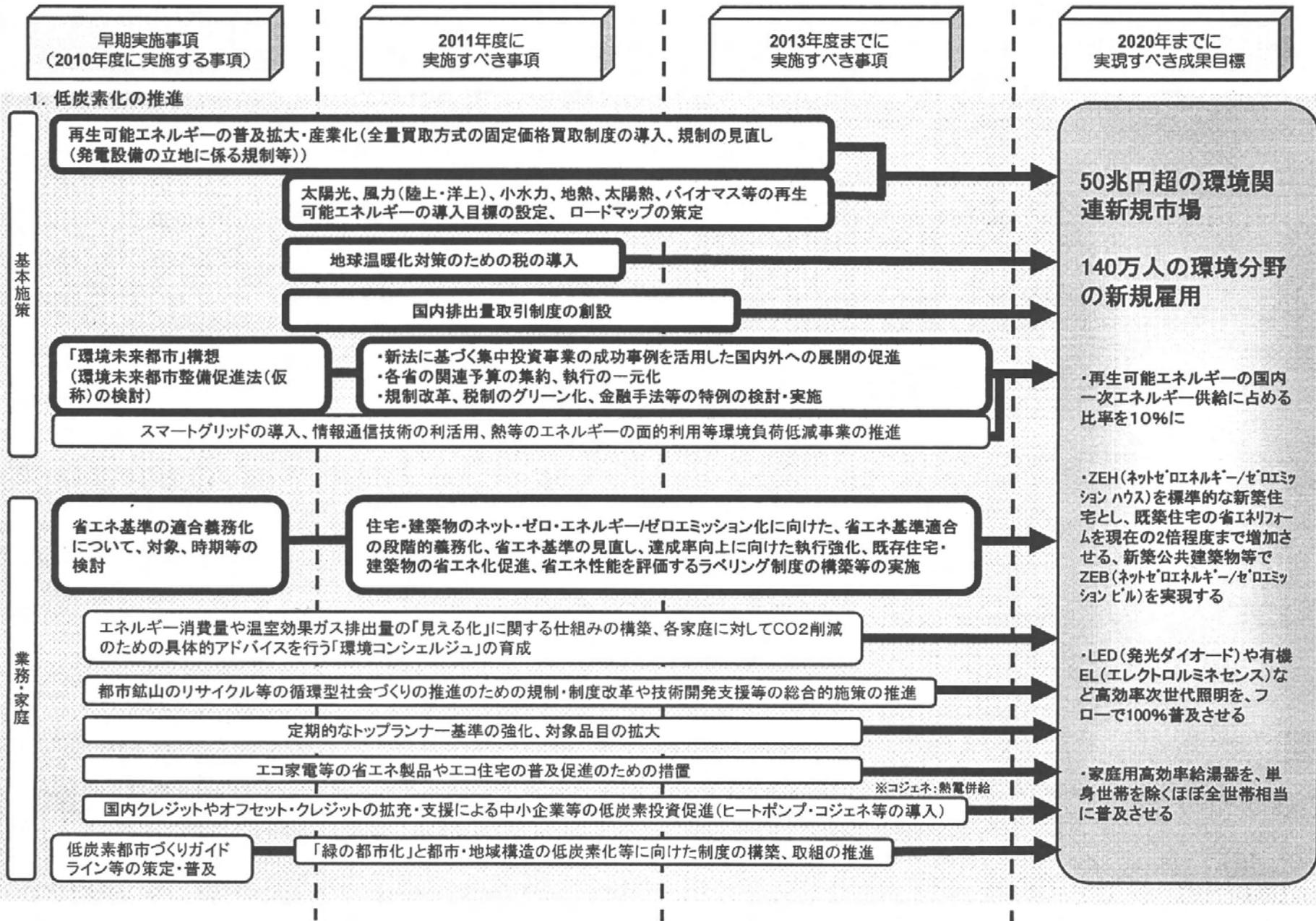
(別表)

成長戦略実行計画（改訂工程表）

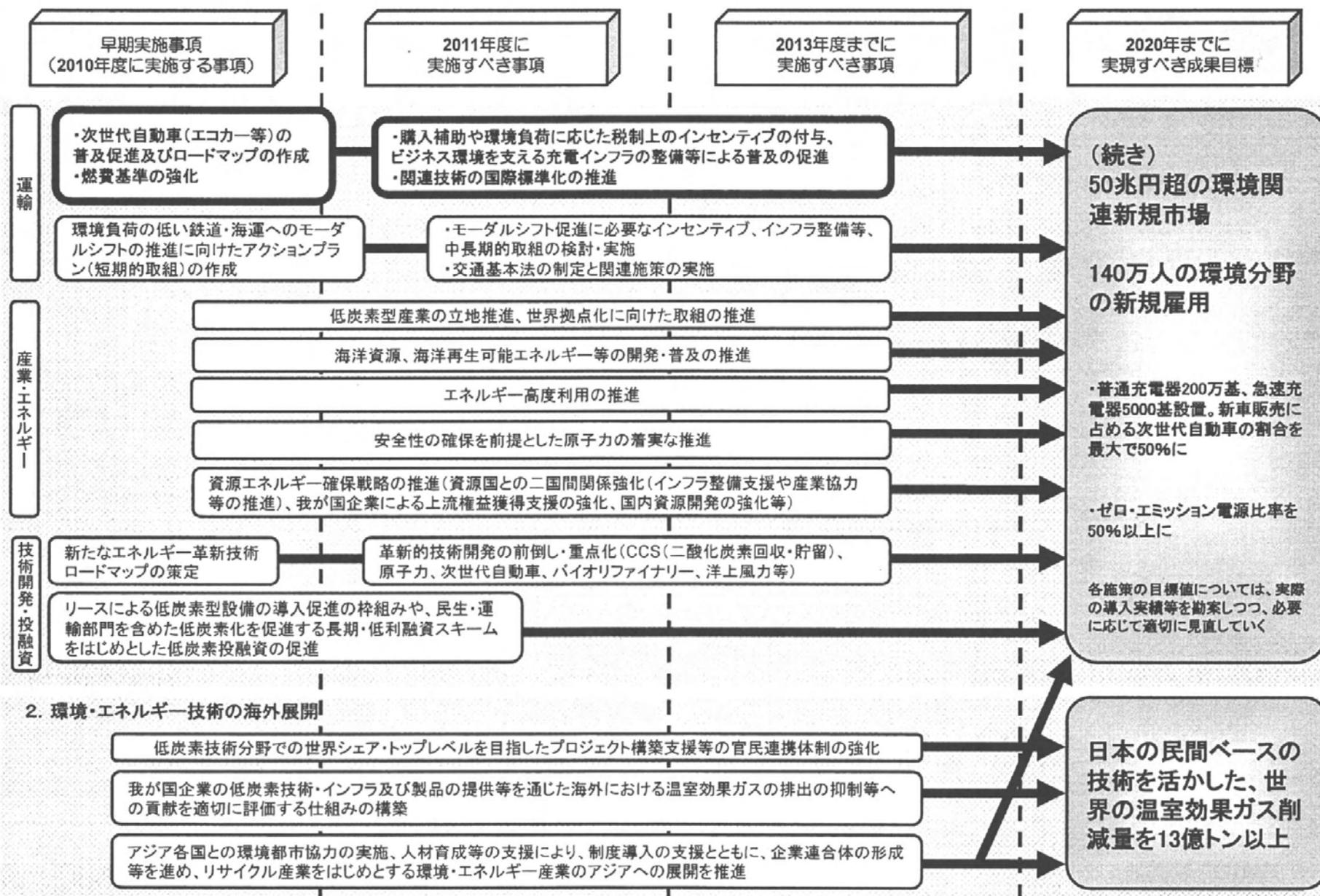
目次

- I 環境・エネルギー一大国戦略
- II 健康大国戦略
- III アジア経済戦略
- IV 観光・地域活性化戦略
- V 科学・技術・情報通信立国戦略
- VI 雇用・人材戦略
- VII 金融戦略

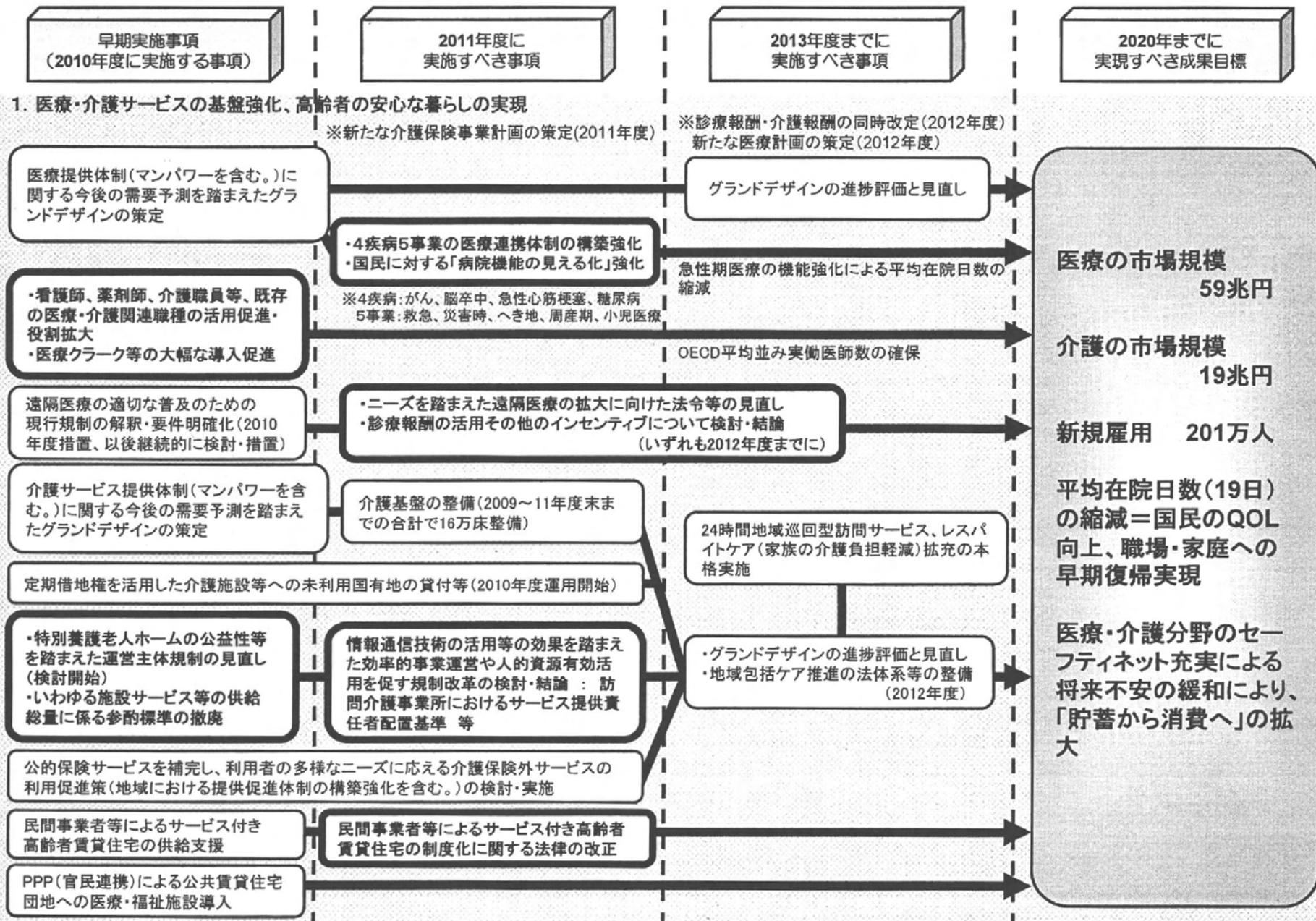
I 環境・エネルギー大国戦略



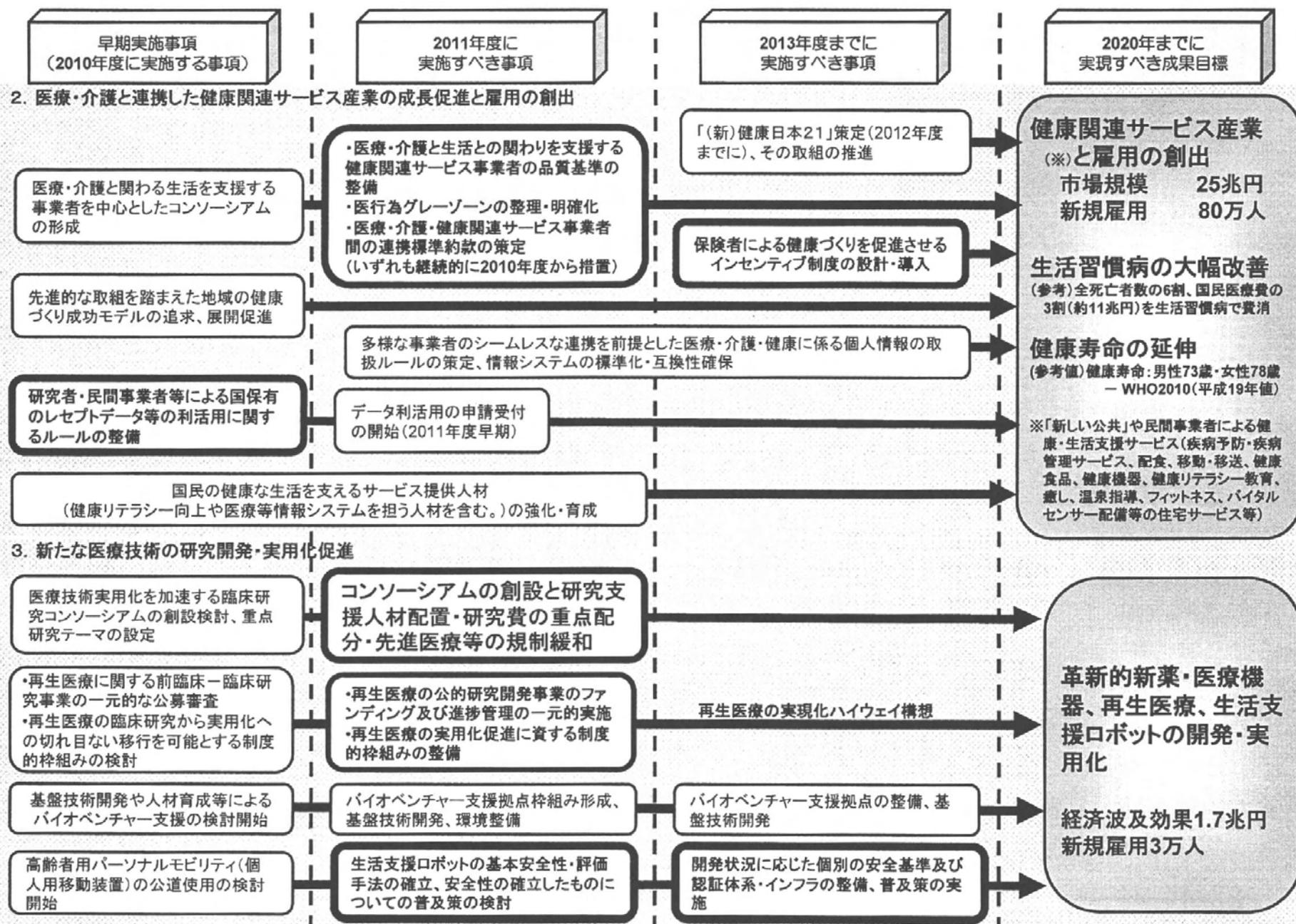
I 環境・エネルギー大国戦略



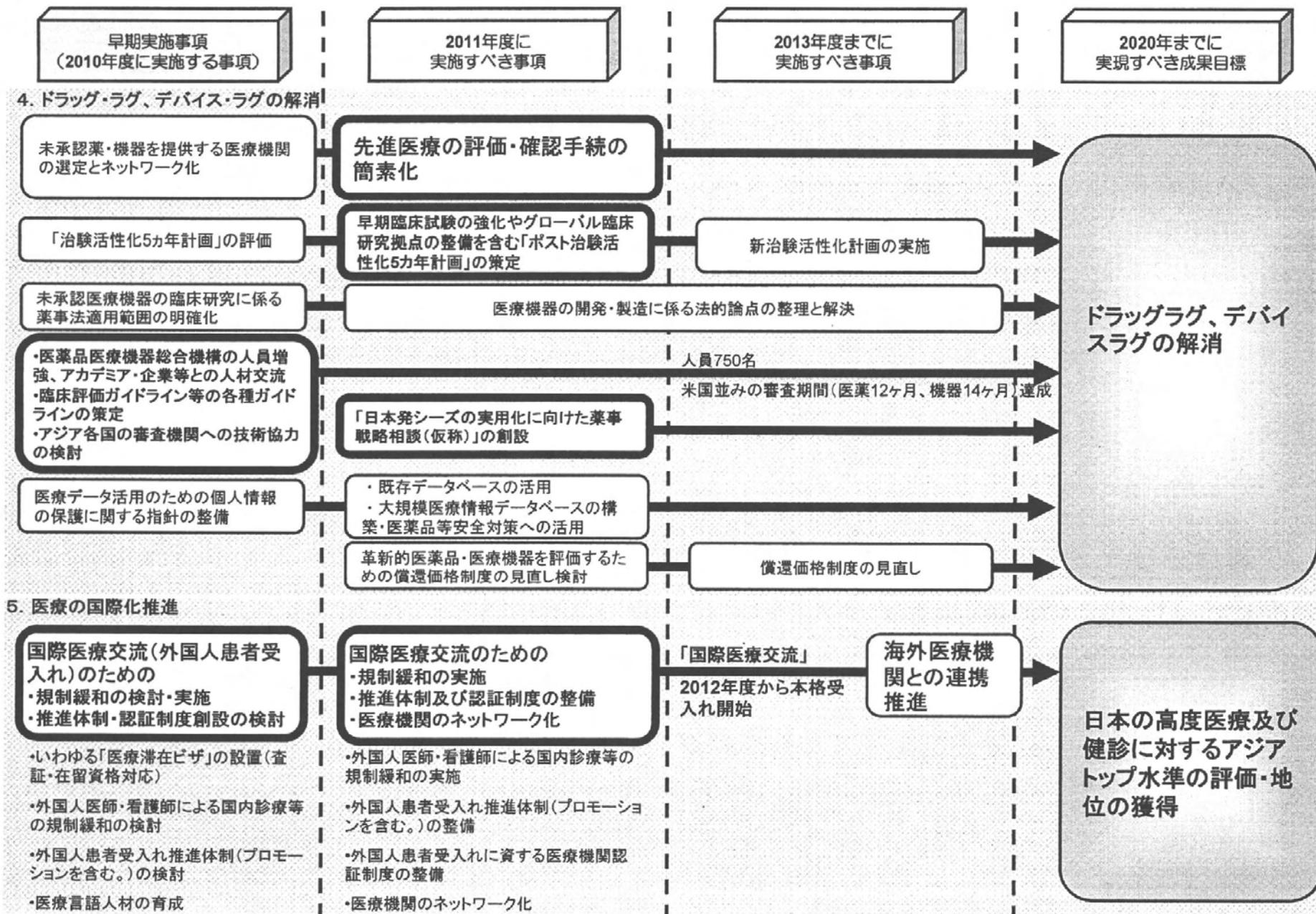
II 健康大国戦略



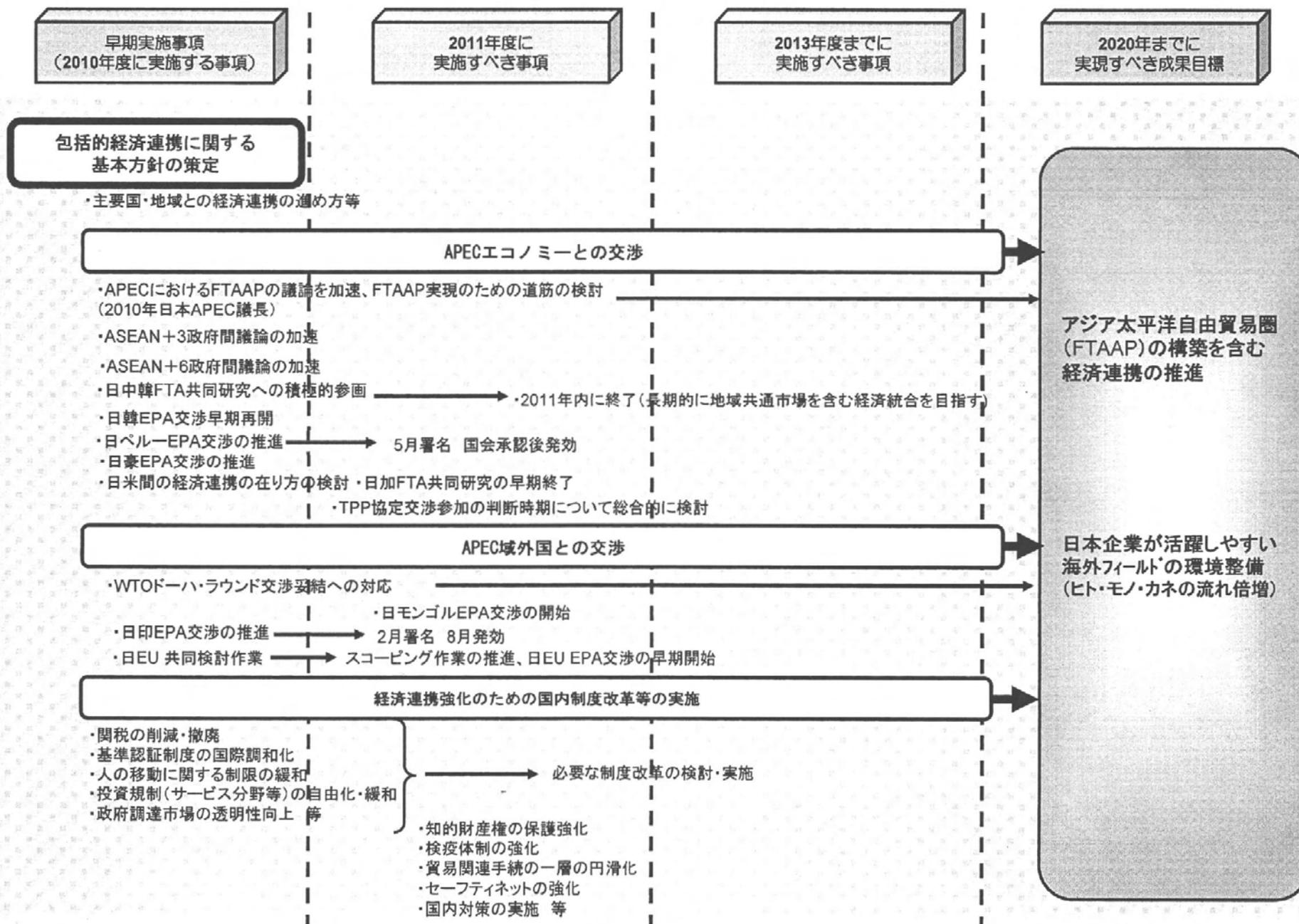
II 健康大国戦略



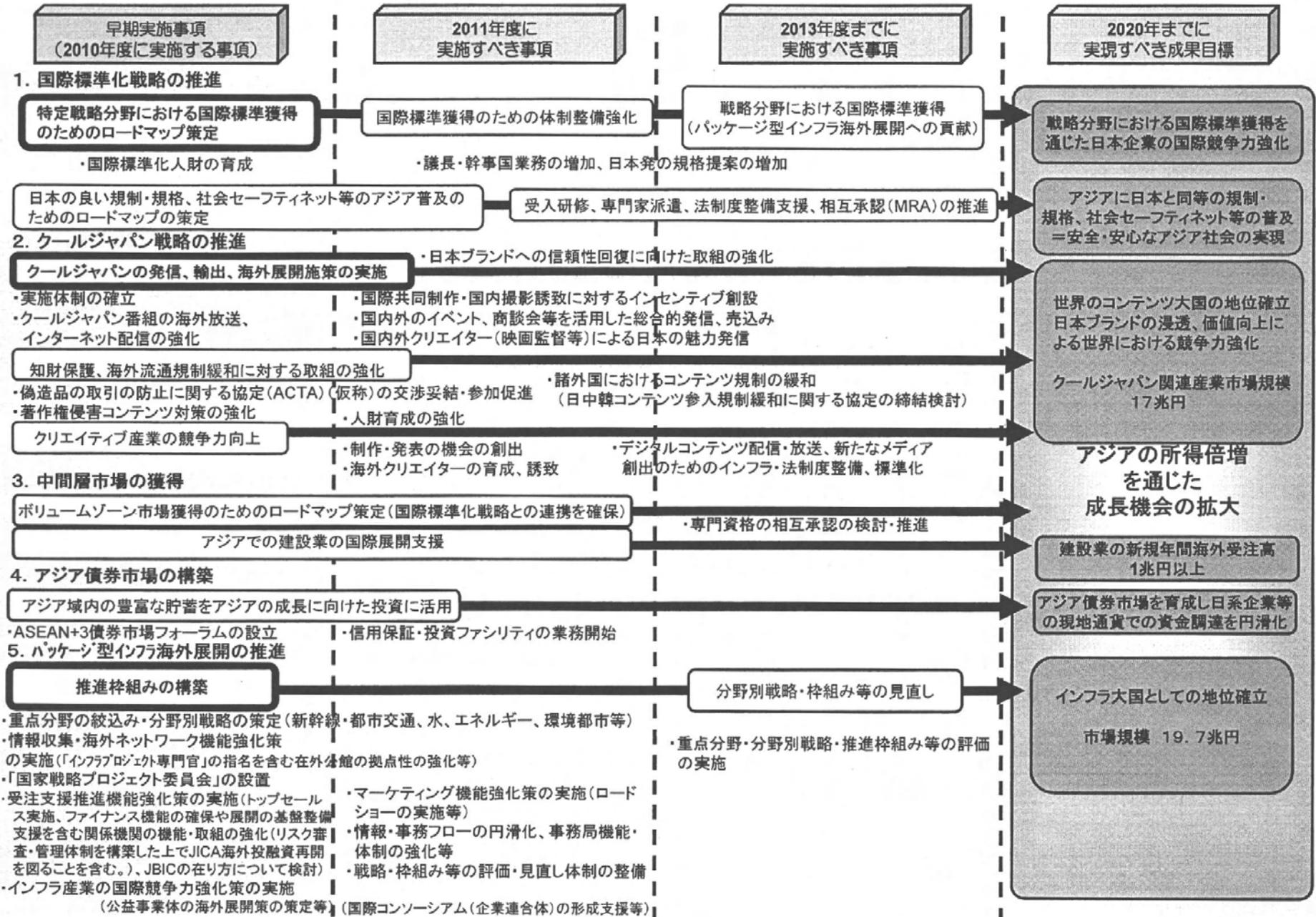
II 健康大国戦略



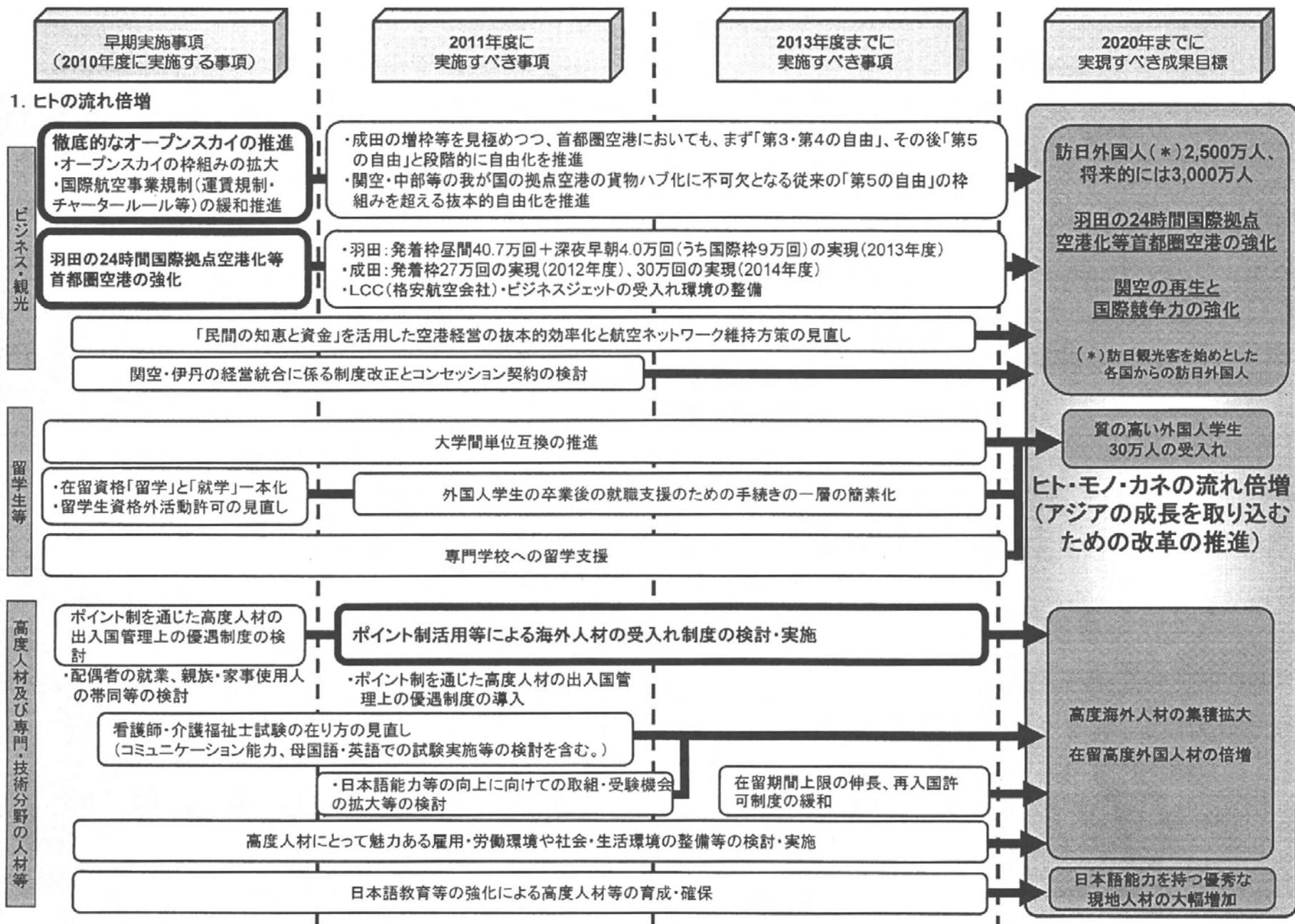
Ⅲ アジア経済戦略 ～FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の構築を通じた経済連携戦略～



Ⅲ アジア経済戦略 ～アジアの所得倍増を通じた成長機会の拡大～



Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～①



Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～②

